

龍ヶ崎市第3期地域福祉計画

龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画

(龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画)

やさしさ ふれあい ささえあい みんなで育てる ぬくもりのあるまち



龍ヶ崎市

社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福祉協議会

はじめに



住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、本市では、平成22年3月に市の「龍ヶ崎市地域福祉計画」と龍ヶ崎市社会福祉協議会の「龍ヶ崎市地域福祉活動計画」を、そして平成29年3月に2つの計画を継承し一体的にして発展させた「龍ヶ崎市第2期地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化が進み、それに伴う地域福祉活動の担い手不足や人とのつながりの希薄化などが課題とされる中、そこに新型コロナウイルス感染拡大の影響も重なり、地域の支えあいや人とのつながりがますます重要になっています。また、単身世帯の増加や生活スタイルの多様化など生活環境の変化とともに、福祉需要や福祉課題が複雑化・複合化してきており、既存の制度では対応しきれないケースも増えてきています。そのような中、国は、年齢や性別などの属性に関わらず、全ての人が役割を持ち、支えあう「地域共生社会」の実現を目指して取り組んでいます。

以上を踏まえ、本計画は、これまで推進してきた取組を継承するため、第2期に引き続き、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定するとともに、さらに「成年後見制度利用促進基本計画」を同計画に盛り込むことで、さらなる地域福祉の充実に努めようとするものです。

地域福祉の主役は地域に住む市民の皆さんです。市も社会福祉協議会も、誰もが安心して暮らせる地域となるよう取り組んでまいりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート・ヒアリングやパブリックコメント等により貴重なご意見をいただいた市民や団体の皆様、熱心にご審議いただいた龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会と龍ヶ崎市社会福祉協議会理事会広報調査委員会の各委員の皆様ほか関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和4年12月

龍ヶ崎市長
社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福祉協議会会長 萩原 勇

目次

はじめに	i
第1章 計画の概要	1
第1節 地域福祉とは ―地域福祉の定義―	3
第2節 なぜ計画策定が必要なのか ―計画策定の背景と趣旨―	4
第3節 本計画の位置づけ	7
第4節 計画の期間	9
第5節 計画の策定にあたって	10
第2章 地域福祉に関する現状と課題	11
第1節 龍ヶ崎市の現状	13
第2節 課題の整理 ―第2期計画の内容の検証と事前調査―	35
第3章 計画の方向性	43
第1節 基本理念・基本目標の承継	45
第2節 計画の体系	46
第3節 地域福祉推進3か条	48
第4章 地域福祉の取組	49
第1節 やさしい思いやりの心を育てる人づくり	52
第2節 ふれあいの輪を広げるつながりづくり	55
第3節 みんなでささえあう地域づくり	63
§ 龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画	68
第4節 人にやさしいまちづくり	71
第5章 計画の推進体制	83
第1節 地域福祉推進の考え方	85
第2節 計画推進のための役割分担	86
第3節 取組の点検・評価・見直し	87

資料編	89
-----------	----

第1章 計画の概要

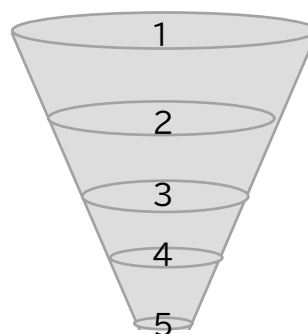
第1節 地域福祉とは —地域福祉の定義—

地域福祉とは、「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、地域住民が主役になって、関係する機関や団体との協働*¹により取り組む、地域の課題解決に向けた取組」を言います。

福祉というと、障がい者や高齢者などいわゆる社会的弱者に対する支援をイメージするかもしれませんが、しかし、上で定義したとおり、福祉が「誰もが安心して暮らせるようにするための取組」であるならば、社会的弱者であるかどうかにかかわらず困っている人に手を差し伸べること、生きづらさの原因を取り除いて誰もが暮らしやすくなるよう努めることも、福祉だと言えるでしょう。

では、地域についてはどのように捉えればよいのでしょうか。「地域」という言葉が使われるとき、その範囲は常に同じというわけではありません。本市にあっては、たとえば以下のような単位が考えられます*²。

- 1 市全域
- 2 地域コミュニティ協議会（13地区）
- 3 住民自治組織（区・自治会・町内会など）
- 4 住民自治組織内の班
- 5 隣近所



取組内容によっては「地域」の意味する範囲が異なる場合もありますが、ここでは、いずれも対象として考えます。

*¹ 複数の主体が、目標を共有し、対等な立場で協力し、責任と役割を分担しながらともに力を合わせて活動すること。

*² 地域の分け方については、別の考え方もある。たとえば、『高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画』では、市全体を4つの日常生活圏域（西部・北部・東部・南部）として設定している。

第2節 なぜ計画策定が必要なのか —計画策定の背景と趣旨—

本市、社協の取組状況

本市は、平成22（2010）年に「龍ヶ崎市地域福祉計画（以下、「第1期計画」という。）」を策定し、また、社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、同年に「龍ヶ崎市地域福祉活動計画」を策定し、地域との協働のもとに地域福祉を推進してきました。

平成29（2017）年には、地域福祉推進のための理念や仕組みと、それを実行するための活動・行動のあり方を一体的に定めるため、本市と社協の共同により「龍ヶ崎市第2期地域福祉計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定しました。

第2期計画の計画期間は、本市の最上位計画である「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に合わせて令和3（2021）年度までとしていましたが、最上位計画が令和4（2022）年12月まで9か月延長したことから、第2期計画も同様に延長することとしました。

	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
市	龍ヶ崎市地域福祉計画 平成22年度から28年度まで							龍ヶ崎市第2期地域福祉計画 平成29年度から令和3年度まで ※令和4年12月まで9か月延長					
社協	龍ヶ崎市地域福祉活動計画 平成22年度から26年度まで					----->							

社会の動向

全国的に少子高齢化や人口減少が進む中、高齢者世帯や単身世帯が増加し、社会的孤立、家族同士による支えあいの機能の低下、個人の価値観の多様化などに伴い、地域のつながりが希薄になってきています。

さらに、8050 問題*³、ヤングケアラー*⁴、ダブルケア*⁵、虐待・暴力、そしてひきこもりや支援拒否などによる地域社会からの孤立などが社会問題となっており、地域に暮らす人々が抱える課題は多様化・複雑化しています。公的サービスだけではこのような制度の狭間にいる人に対して十分に支援が届けられないなど、従来の体制では対応が難しいケースもみられるようになりました。

また、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、誰ひとり取り残さないという原則を掲げ、持続可能でよりよい社会の実現を目指して 17 のゴールと 169 のターゲットを設定しています。



*³ 80 代の親とひきこもる 50 代の子どもの経済的・精神的な問題。子のひきこもりが若いときから長期化し、親が高齢となって子への生活支援が大きな負担になる。また、それに伴って家族が社会的に孤立する場合もある。

*⁴ 同居する家族などの介助や家事などを行う子どもを言う。ケアや家事などの負担が大きくなり、家庭で学業に割く時間が比較的少ないことが問題となっている。

*⁵ 子の育児と親の介護が同時進行している状態のこと。

SDGsは全ての国、全ての人が取り組むべき普遍的なものであり、市町村においても達成に向けて各種取組の促進が求められています。

そして、令和2（2020）年の年明けから広がった新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の行動は大きく変わりました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、これからは一人ひとりが基本的な感染対策を実践するほか、日常生活の中で「新しい生活様式」に対応していくことが求められます。

国・県の動き

国では、平成28（2016）年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。これにより、子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人が「支え手」と「受け手」という関係を超えて自らが「我が事」として役割を認識し支えながら、世代や分野を乗り越えて人と人・人と資源が「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりが地域で暮らし、生きがいを共に創り自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指すこととされました。

これを受けて、平成30（2018）年4月には、地域福祉計画について、策定の努力義務化や福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけを示した改正社会福祉法が施行されました。

さらに令和3（2021）年4月には、重層的支援体制整備事業を推進することに伴う社会福祉法の改正がありました。これは、市町村ですでに行っている相談支援など既存の取組を生かしつつ、部署を超えて横断的に対応し、支援するという考え方です。生活などに課題を抱えた人や世帯を、地域につなぐこと（参加支援）、専門機関につなぐこと（相談支援）、様々な活動を行っている地域の人々をつなぐこと（地域づくりに向けた支援）を目標としています。

相談支援では、断らないこと・寄り添うことが求められ、支援者側から支援を必要とする人に関わっていく「アウトリーチ」や、継続的にゆるくつながり続ける「伴走支援」といったキーワードが示されました。

茨城県では、社会福祉法第108条の規定に基づき、県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するために、茨城県地域福祉支援計画を策定しています。平成31（2019）年3月に策定された同計画（第4期）の中では、「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い助け合い、安心して暮

らせる地域社会づくり」を目標に、「支え合いの地域づくり」「支え合いを担う人財づくり」「福祉を支える環境・基盤づくり」の3つのチャレンジを柱に設定して、市町村や地域の自立的な取組、連携・協働に向けた取組を広域的な立場から支援しています。

計画策定の趣旨

ここまで述べてきたことを踏まえて、本市では引き続き、地域住民が主役となってお互いに助けあい、支えあい、多様な関係者がそれぞれの役割を果たしながら協力しあうことによって地域福祉を推進していくことを目指します。

地域課題の解決に多様な関係者が一丸となって取り組むうえで、本市と社協は何ができて何をすべきかを示すため、また第2期計画の体制や取組を見つめなおし、本市の地域福祉をさらに充実させるため、計画を策定する必要があります。

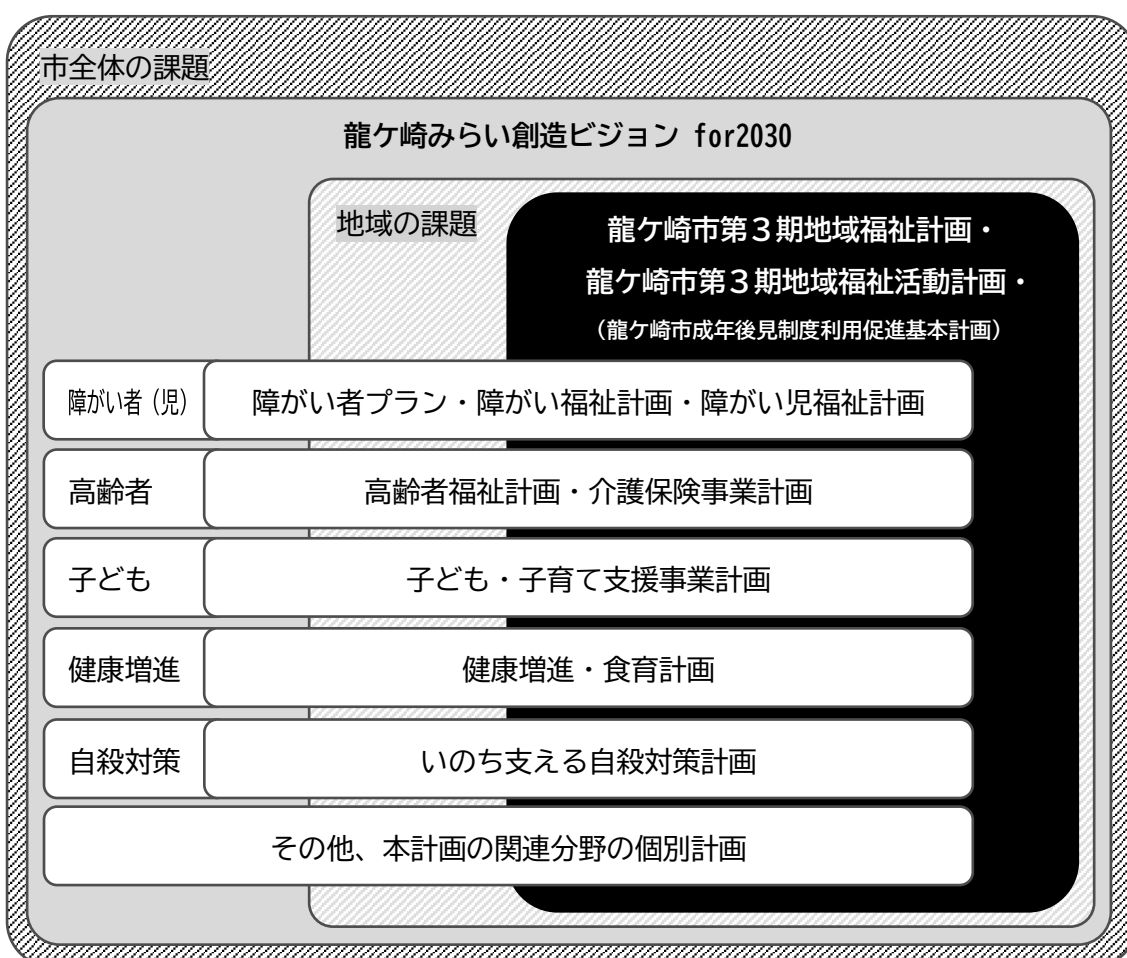
第3節 計画の位置づけ

本市の他の計画との関係

「龍ヶ崎市第3期地域福祉計画・龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画・（龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）」（以下、「本計画」という。）は、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」や社会福祉法の規定などに則って策定する、地域福祉に関する計画です。本計画に関連する他の計画は高齢者や防災、交通など分野別ですが、本計画はそれらを含む様々な分野のうち地域福祉に関することから横断的に取りまとめた計画です。そのため、本計画では、関連する他の本市行政計画等とも連携しながら地域福祉を推進します。

成年後見制度利用促進基本計画との一体的な策定について

本計画の「第4章 地域福祉の取組 第3節みんなでささえあう地域づくり 3-1-4 権利擁護の推進（67 ページ）」の中にある「成年後見制度の利用促進」について、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、本計画の中で一体的に策定します（→68-70 ページ 成年後見制度利用促進基本計画）。



地域福祉活動計画との一体的な策定について

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織として、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活できる「福祉のまちづくり」の実現を目指して様々な取組を行っています。

この中であって、社協では、その推進のための具体的な活動を定めた民間計画（地域福祉活動計画）を平成 22（2010）年に策定しました。その後、平成 29（2017）年、市と社協は合同で第 2 期計画を策定し、名称を「地域福祉計画」としました。市と社協には同じ地域福祉を推進していくという共通目的があり、いわば車の両輪のような存在であると言えます。第 1 期に引き続いて第 2 期を策定するにあたり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、それぞれの特徴を活かしながら、社協はもとより市や地域住民など地域に関わる関係者それぞれの役割や協働がより明確化され、地域福祉の推進にも有効であると考えてのことです。

その流れを受けて、引き続き市と社協とが連携して地域福祉に取り組むことがその推進に有効と判断し、本計画も第 2 期計画同様、一体的に策定することとしました。なお、本計画においては、2 つの計画が一体になったものであることを明示すべきと考え、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」の名称を併記することとしました。市と社協がそれぞれの役割を担いながら、更なる地域福祉の推進を目指します。

第 4 節 計画の期間

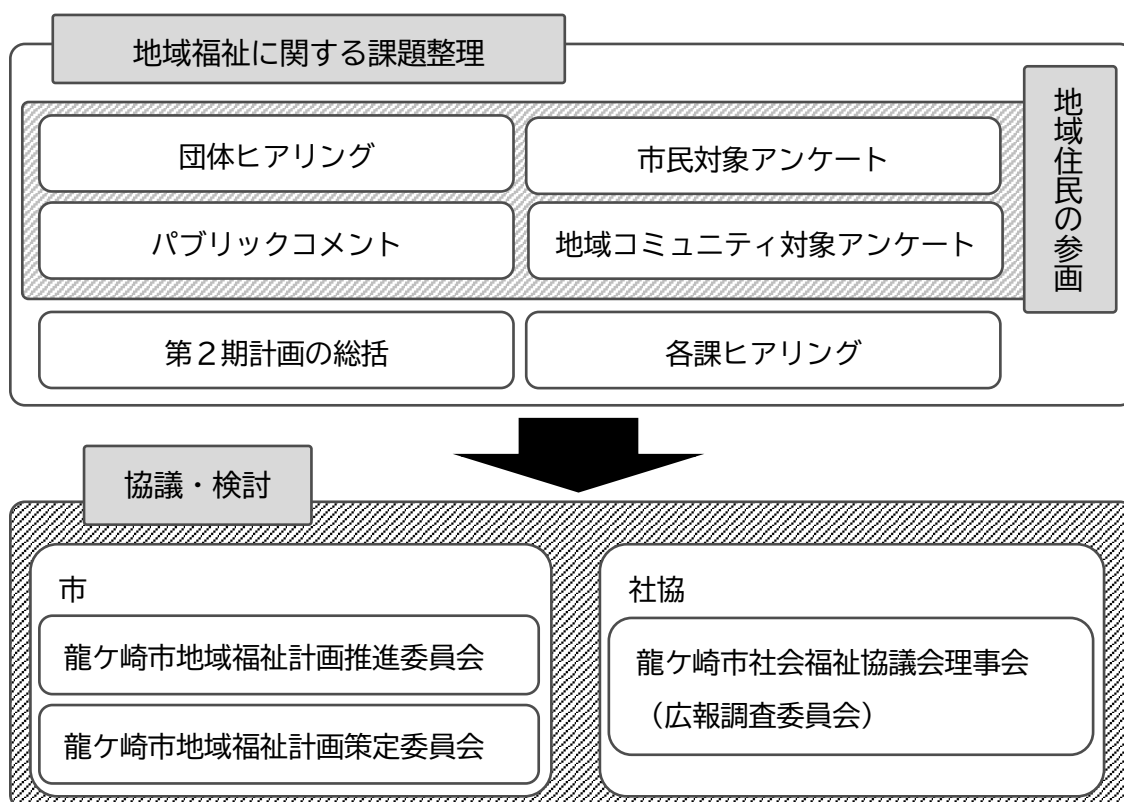
本計画の期間は、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」と同じく、令和 5（2023）年 1 月から令和 13（2031）年 3 月までの概ね 8 年間とします。

そのため、今後の社会情勢などの変化に応じて新たな課題が顕在化することも想定されます。また、取組指標の目標値の時期を「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」に合わせて令和 8（2026）年としています。以上のことから、中間にあたる令和 8（2026）年度に、目標値の再設定を含む内容の見直し・再検討を行うこととします。

第5節 計画の策定にあたって

本計画の策定にあたり、振り返りとして第2期計画の総括を行いました。また、地域住民の参画を得る機会として、市民や地域コミュニティ協議会を対象としたアンケート調査や、地域福祉に関する事業の実施団体や実践者などからのヒアリングなどを実施し、ご意見をいただきました（→35-41 ページ 第2章第2節）。

これらを踏まえつつ、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会*⁶、社協理事会（広報調査委員会）で策定における複数の段階で内容を諮り、龍ヶ崎市地域福祉計画策定委員会*⁷で協議、検討を行いながら、策定を進めました。



*⁶ 市の附属機関で、地域福祉に関する有識者、地域福祉活動の実践者と公募市民などからなる。地域福祉計画の策定に関することや、地域福祉の推進に関することを所掌する。

*⁷ 庁内の関係課長と社協事務局長からなる機関で、地域福祉計画の策定に関して調査及び検討を行う。

第2章 地域福祉に関する現状と課題

第1節 龍ヶ崎市の現状

地勢

龍ヶ崎市は、茨城県の南部、都心から北東に約45キロメートル、筑波研究学園都市から南に約20キロメートル、成田空港から北西に約20キロメートルのところに位置し、東西約12キロメートル、南北約9キロメートルに広がっています。

市の西部には自然豊かな牛久沼を有し、小貝川が流れています。北部には龍ヶ崎ニュータウンの住宅地区、つくばの里工業団地と森林が広がり、南部には水田が広がっています。



出典：龍ヶ崎市公式ホームページ「龍ヶ崎市の位置・アクセス」

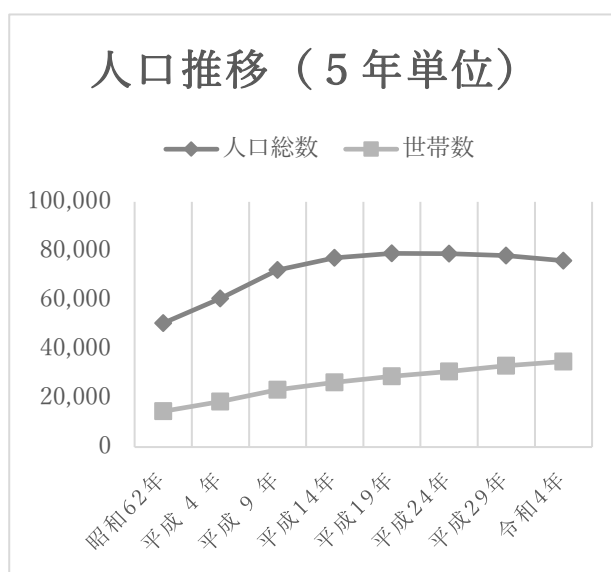
人口

5年単位の推移でみると、人口総数は平成19（2007）年まで増加、それを境に減少、直近5年では毎年約300～500人減となっています。一方、世帯数は年代が下るにつれ増加しています。また、1世帯当たりの世帯員数は、昭和62（1987）年で約3.47人、令和4（2022）年では約2.18人となっており、世帯員数は減少傾向にあります。

○人口推移（5年単位比較）

	人口総数	世帯数
昭和62（1987）年	50,535	14,577
平成4（1992）年	60,547	18,516
平成9（1997）年	72,179	23,397
平成14（2002）年	77,119	26,333
平成19（2007）年	78,979	28,841
平成24（2012）年	78,865	30,781
平成29（2017）年	78,115	33,133
令和4（2022）年	76,009	34,884

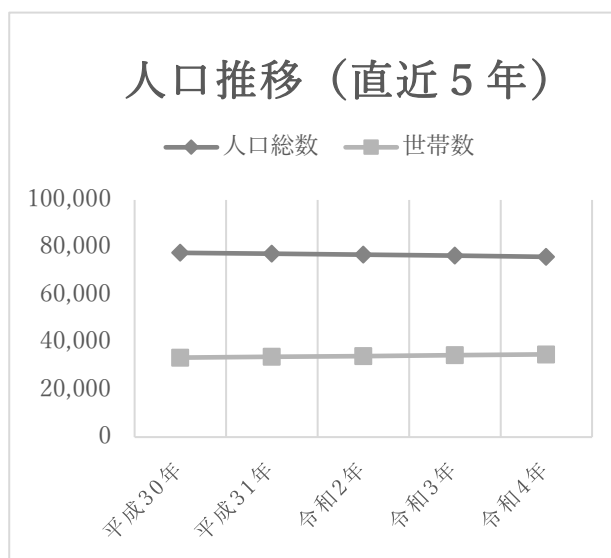
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



○人口推移（直近5年）

	人口総数	世帯数
平成30（2018）年	77,699	33,528
平成31（2019）年	77,366	33,852
令和2（2020）年	76,988	34,199
令和3（2021）年	76,505	34,562
令和4（2022）年	76,009	34,884

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



地区別の人口分布（令和4年4月1日現在）



○地区別年齢別人口の比較（年少人口：0～14歳、高齢人口：65歳以上）

平成28（2016）年4月1日

地区名	人口	年少人口	年少率%	高齢人口	高齢化率%
龍ヶ崎	9,319	819	8.8	2,890	31.0
大宮	3,472	289	8.3	1,231	35.5
長戸	1,987	156	7.9	746	37.5
八原	11,457	2,091	18.3	1,868	16.3
馴染	12,792	1,395	10.9	3,293	25.7
川原代	3,780	374	9.9	1,201	31.8
北文間	2,979	168	5.6	1,012	34.0
龍ヶ崎西	5,769	475	8.2	1,963	34.0
松葉	5,008	509	10.2	1,616	32.3
長山	5,020	700	13.9	1,261	25.1
馴染台	4,967	672	13.5	997	20.1
久保台	6,547	914	14.0	935	14.3
城ノ内	5,471	1,147	21.0	738	13.5
全体	78,568	9,709	12.4	19,751	25.1

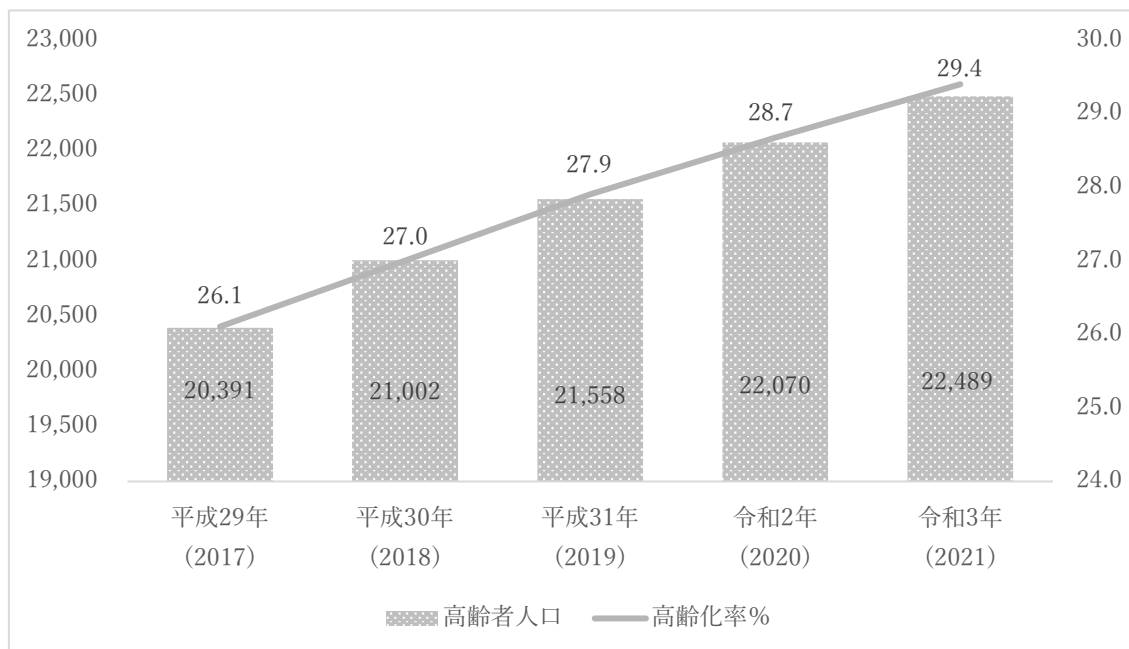
令和4（2022）年4月1日

地区名	人口	年少人口	年少率%	高齢人口	高齢化率%
龍ヶ崎	8,722	677	7.8	2,983	34.2
大宮	3,118	224	7.2	1,266	40.6
長戸	1,708	108	6.3	764	44.7
八原	12,083	1,765	14.6	2,214	18.3
馴染	12,302	1,170	9.5	3,797	30.9
川原代	3,542	278	7.8	1,289	36.4
北文間	2,642	123	4.7	1,237	46.8
龍ヶ崎西	5,369	375	7.0	2,087	38.9
松葉	4,757	418	8.8	1,995	41.9
長山	4,808	596	12.4	1,655	34.4
馴染台	4,750	552	11.6	1,322	27.8
久保台	6,194	672	10.8	1,351	21.8
城ノ内	6,014	1,026	17.1	923	15.3
全体	76,009	7,984	10.5	22,883	30.1

出典：住民基本台帳（平成28年、令和4年とも）

○高齢者人口（65歳以上）の推移

65歳以上の高齢者人口と高齢化率は、いずれも年を追うごとに増加しています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、全体的に概ね増加傾向にあります。

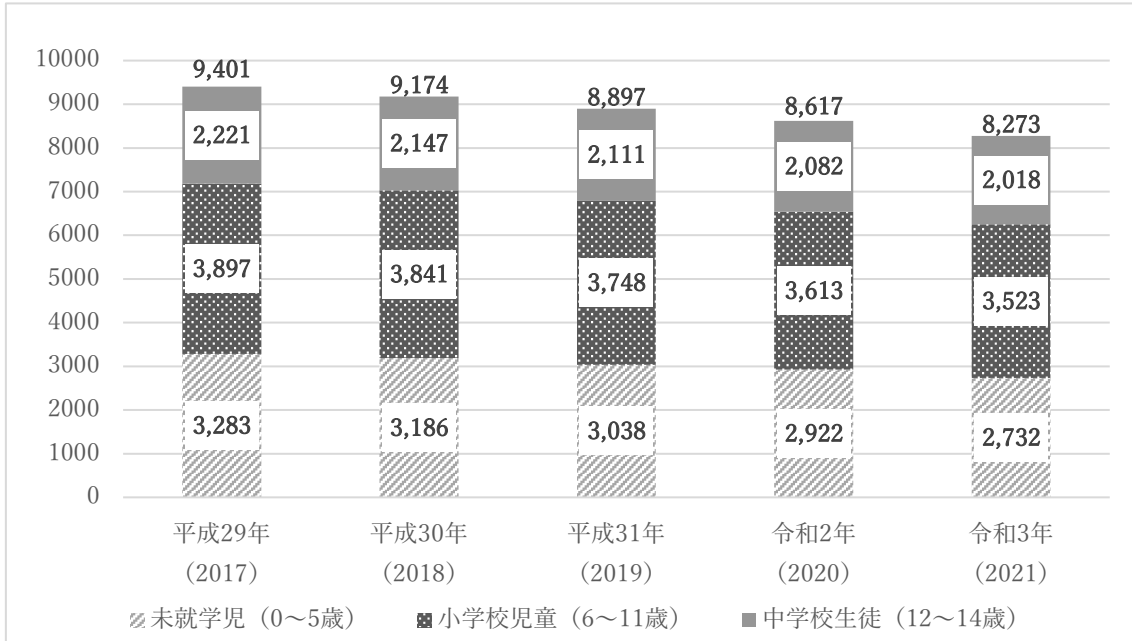
区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
要支援1	199	176	214	208	203
要支援2	283	281	295	333	323
要介護1	575	636	603	612	640
要介護2	461	454	512	524	542
要介護3	431	416	453	487	490
要介護4	344	406	408	421	443
要介護5	297	305	296	312	339
合計	2,590	2,674	2,781	2,897	2,980

※第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）の要介護等認定者数

出典：介護保険事業状況報告（各年度末日（翌年3月31日）現在）

○未就学児・小学校児童・中学校生徒の人数の推移

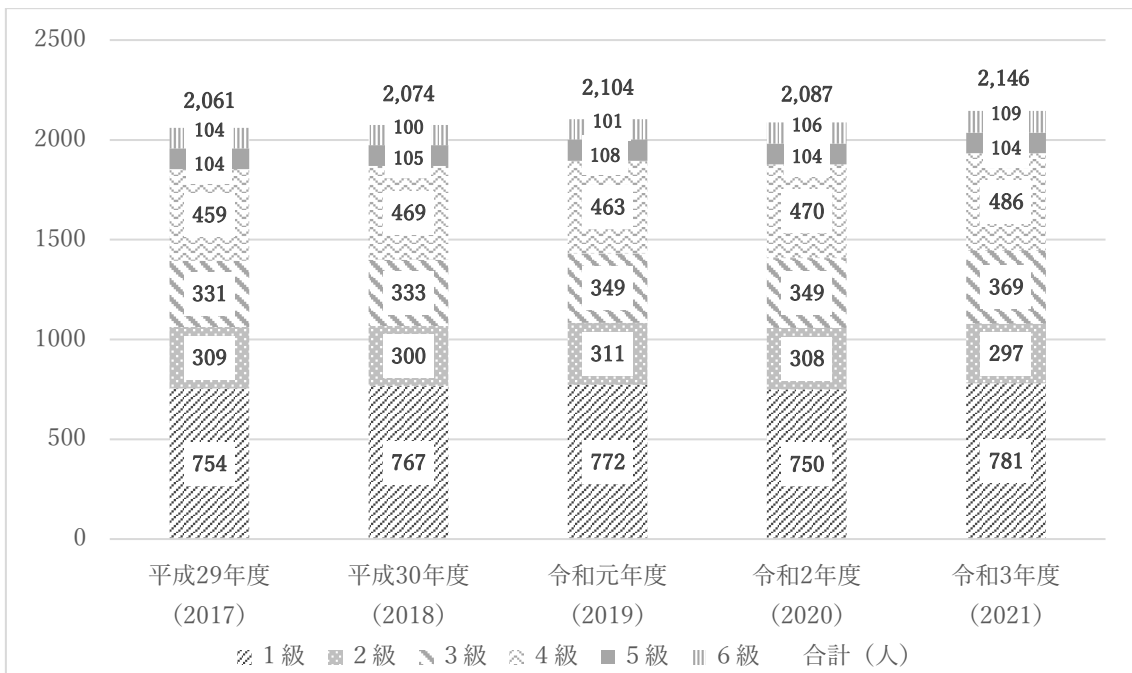
未就学児、小学校児童、中学校生徒のいずれの人数も減少傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○身体障害者手帳所持者数の推移

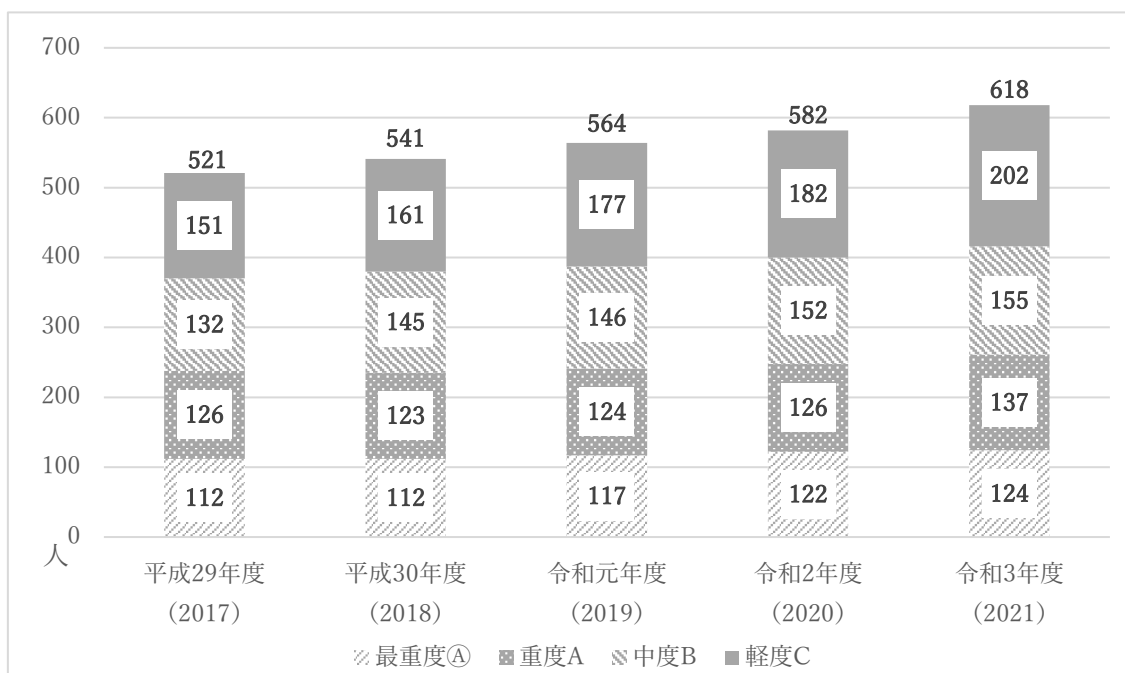
身体障害者手帳所持者数は、2,000～2,100人程度で推移しています。



出典：身体障害者手帳交付者数 市町村別交付者数一覧（各年度末日（翌年3月31日）現在）

○療育手帳所持者数の推移

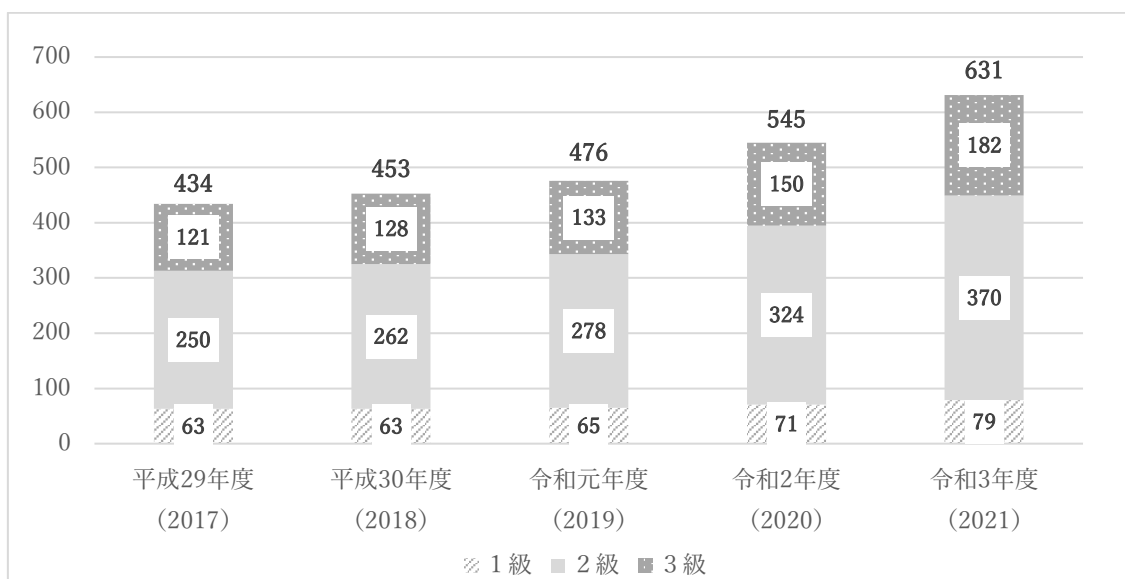
療育手帳所持者数は、毎年 20～30 人程度の割合で増加しています。



出典：療育手帳 障害程度・市町村別交付者数一覧（各年度末日（翌年 3 月 31 日）現在）

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

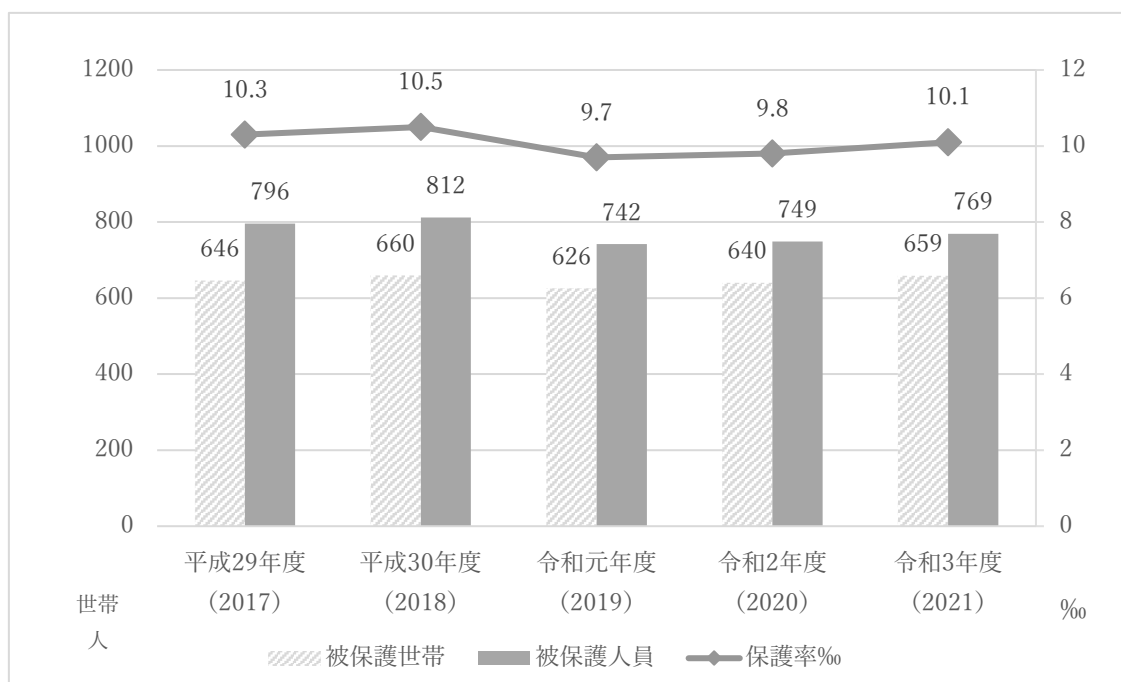
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 31（2019）年度までは前年度比で 20 人程度の増加ですが、令和 2（2020）年度は同 69 人、令和 3（2021）年度は同 86 人と大きく増加しています。



出典：精神障害者保健福祉手帳交付者数 市町村別交付者数一覧（各年度末日（翌年 3 月 31 日）現在）

○生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は、平成30（2018）年度まで増加傾向にありましたが、令和元（2019）年度に減少し、その後ほぼ横ばいです。全人口に対する被保護者数の割合である保護率も同様の動きを見せており、令和3（2021）年度は10.1%^{*8}となっています。



出典：市町村別保護状況（各年度末日（翌年3月31日）現在）


^{*8} パーミル（千分率）。ここでは10.1%とあるので、1,000人あたり10.1人のこと。

地域資源データについて


社協では、地域福祉に関する地域の活動について様々な情報を収集し、地域コミュニティ協議会単位でデータベース化して公開しています。次ページ以降に、その内容を掲載します（令和4（2022）年8月1日現在で社協が確認している情報。ただし、人口は4月1日現在のもの。）。

（→各地域コミュニティでの主な取組や実施事業については、第4章「〇地域の取組まとめ」（76-81 ページ）も参照のこと）


【龍ヶ崎地区】

<p>人口：8,722人 年少人口：677人（7.8%） 高齢人口：2,983人（34.2%） 住民自治組織数：24 協議会：龍ヶ崎地域コミュニティ協議会（平成25年度設立） 委員会：総務広報/文化/体育/防犯/防災/福祉 民生委員児童委員：21人 学校：龍ヶ崎小学校/龍ヶ崎中学校</p>	
<p>長寿会 11単位（根町寿会/田町長寿会/横町長寿会/城下フレンド会/緑町新寿会/上町いきいきクラブ/下町東長寿会/下町上ひな菊クラブ/砂町長寿会/出し山龍山クラブ/野原町あけぼの会）</p>	
<p>市子連登録団体（龍ヶ崎市子ども会育成連合会） 6単位（上町/根町/砂町/出し山・野原/緑町/下町）</p>	
<p>防災 ※土砂災害警戒区域あり 協議会）小学校合同避難訓練/流通経済大学の協力による AED 訓練 ◇地区防災計画の策定：なし ◇消防団：5部隊（うち1部隊が龍ヶ崎西地区も管轄） ◇防災士数：19名</p>	
<p>地域交流 協議会）歩け歩け大会/もちつき交流/わたげん（小学校の昼休みに高齢者と児童が交流） 住民自治組織）町内運動会/高齢者と子どもの昔遊び交流 小学校）地区内の長寿会と交流（ふれあい交流会）</p>	
<p>福祉 協議会）福祉講習会/小学校での朝のあいさつ運動</p>	
<p>防犯 協議会）防犯講習会/防犯パトロール</p>	
<p>サロン活動 3か所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織 上町（5区）/下町（3区）/根町（5区）/砂町（2区）/出し山町（2区）/富士見（2区）で 独自に町内会を組織</p>	
<p>そのほか 協議会）広報紙「つどい城山」発行</p>	


【大宮地区】

<p>人口：3,118人 年少人口：224人（7.2%） 高齢人口：1,266人（40.6%） 住民自治組織数：15 協議会：大宮ふるさと協議会（平成27年度設立） 委員会：生活安全/文化体育/健康福祉/環境美化/総務広報 民生委員児童委員：7人 学校：大宮小学校/龍ヶ崎中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>5単位（宮前長寿会/久夫若人長寿会/戸張健康クラブ/宮淵上長寿会/宮淵下長寿会）</p>	
<p>市子連登録団体（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>1単位（大宮）</p>	
<p>防災</p>	
<p>協議会）小学校合同防災訓練/防災講習会 ◇地区防災計画の策定：なし ◇消防団：4部隊 ◇防災士数：7名</p>	
<p>地域交流</p>	
<p>協議会）小学校合同運動会/夏休みボーリング大会/ふるさと祭り/親睦研修旅行</p>	
<p>福祉</p>	
<p>協議会）大宮ふるさと協議会交流会/体操/ウォーキング/パタンク大会/輪投げ大会/グランドゴルフ大会</p>	
<p>防犯</p>	
<p>協議会）防犯パトロール/登下校の見守り/防犯講習会</p>	
<p>サロン活動</p>	
<p>1か所（高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>東ブロック（宮淵、小山丁、梶内）/西ブロック（戸張、上大徳、上大徳新町） 南ブロック（小関、千秋、下佐沼、上佐沼、北河原）/北ブロック（深堀、関、宮前、久夫）</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>協議会）広報紙「えがお」発行</p>	


【長戸地区】

<p>人口：1,708人 年少人口：108人（6.3%） 高齢人口：764人（44.7%） 住民自治組織数：7 協議会：長戸コミュニティ協議会（平成28年度設立） 委員会：防犯・防災/スポレク健康・福祉/環境・文化/広報調査 民生委員児童委員：4人 学校：城ノ内小学校/城ノ内中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>3単位（塗高長寿会/薄倉町ことぶきクラブ/大塚町豊友会）</p>	
<p>市子連登録団体（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>加入子ども会なし</p>	
<p>防災 ※土砂災害警戒区域あり</p>	
<p>協議会) 防災訓練 自主防災会) 各会ごとに訓練を実施 ◇地区防災計画の策定：策定済 ◇消防団：5部隊 ◇防災士数：9名</p>	
<p>地域交流</p>	
<p>協議会) コミュニティ大運動会/コミュニティまつり/バス研修/RYU とびあパレード参加/グラウンドゴルフ大会 ※昭和61年（4月）コミュニティセンター（旧地区公民館）設立以降、小学生の宿泊学習等の様々な事業を実施。</p>	
<p>福祉</p>	
<p>なし</p>	
<p>防犯</p>	
<p>協議会) 防犯パトロール 各住民自治組織に資機材の支援を行い、パトロールを実施</p>	
<p>サロン活動</p>	
<p>2か所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>なし</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>協議会) 広報紙「輪・ながと」発行</p>	


【八原地区】

<p>人口12,083人 年少人口：1,765人(14.6%) 高齢人口：2,214人(18.3%) 住民自治組織数：20 協議会：八原まちづくり協議会(平成26年設立) 委員会：文化体育/子ども/防犯/防災/福祉/広報 民生委員児童委員：12人 学校：八原小学校/城ノ内中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>4単位(貝原塚長寿会/城ノ内長寿会/藤ヶ丘あすなろ会/松ヶ丘ほのぼの会)</p>	
<p>市子連登録団体(龍ヶ崎市子ども会育成連合会)</p>	
<p>1単位(八原)</p>	
<p>防災</p>	
<p>協議会)市との合同防災訓練/安否確認訓練 ◇地区防災計画の策定：策定済 ◇消防団：6部隊(うち1部隊が久保台地区も管轄) ◇防災士数：32名</p>	
<p>地域交流</p>	
<p>協議会)輪投げ/パタンク大会/グラウンドゴルフ大会/夏祭り/秋祭り/敬老の集い</p>	
<p>福祉</p>	
<p>協議会)ウォーキング/研修旅行/とんび凧作成/子ども達の居場所づくり/ 住民自治組織の長及び民生委員児童委員との交流会(みなづき会)</p>	
<p>防犯</p>	
<p>協議会)下校の見守り/パトロール・青色防犯パトロール</p>	
<p>サロン活動</p>	
<p>2か所(いずれも高齢者対象)</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>なし</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>協議会)広報紙「やはら」発行/HP/Facebook/Twitter/花いっぱい運動</p>	


【駒柴地区】

<p>人口：12,302人 年少人口：1,170人（9.5%） 高齢人口：3,797人（30.9%） 住民自治組織数：27 協議会：駒柴まちづくり協議会（平成25年度設立） 委員会：防犯・防災/健康・福祉/文教・体育/環境/交流推進 民生委員児童委員：21人 学校：駒柴小学校/城西中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>9単位（佐貫昭和長寿会/小通幸谷むつみ会/南中島みどり会/佐貫台長寿会/マンハイム佐貫長寿会/佐貫あさまがうら長寿会/佐貫梅香園長寿会/若柴長寿会/佐貫わかさ長寿会）</p>	
<p>市子連登録団体（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>加入子ども会なし</p>	
<p>防災</p>	
<p>自主防災会）防災訓練（駒柴小・城西中と1年交代で合同開催）/携帯無線機貸与/無線機の定期交信訓練/防災マップ作成・配布/勉強会 ◇地区防災計画の策定：策定済 ◇消防団：5部隊 ◇防災士数：35名</p>	
<p>地域交流</p>	
<p>協議会）昔遊び交流/ラジオ体操/餅つき/まつり・なれしば/コミセンまつり/星空観望会</p>	
<p>福祉</p>	
<p>協議会）民生委員児童委員・長寿会・住民自治組織の長の顔合わせ会/敬老会</p>	
<p>防犯</p>	
<p>協議会）青色防犯パトロール/防犯講習会 住民自治組織）防犯パトロール</p>	
<p>サロン活動</p>	
<p>6か所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>駒柴地区花いっぱい運動連合会/青少年育成市民会議・駒柴支部</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>協議会）広報紙「まち協にゆ～す」発行/花いっぱい運動</p>	


【川原代地区】

<p>人口：3,542人 年少人口：278人（7.8%） 高齢人口：1,289人（36.4%） 住民自治組織数：14 協議会：川原代ふれあい協議会（平成25年度設立） 委員会：総務/文化/体育・子供育成/福祉・環境/防犯・防災 民生委員児童委員：7人 学校：川原代小学校/城西中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>3単位（中部長寿会/姫宮長寿会/知手長寿会）</p>	
<p>市子連登録団体（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>1単位（川原代）</p>	
<p>防災</p>	
<p>協議会）小学校合同防災訓練/防災訓練 ◇地区防災計画の策定：なし ◇消防団：1部隊（JA部隊があり川原代/北文間地区を管轄） ◇防災士数：11名</p>	
<p>地域交流</p>	
<p>協議会）小学生対象サマーキャンプ/歩け歩け大会/鳥追い・ならせ餅/納涼夏祭り/ グラウンドゴルフ大会/バス研修 小学校）川っこふれあい祭りのなかで、昔遊びによる三世代交流を実施 住民自治組織）班長会議/バーベキュー/親睦旅行会/新年会</p>	
<p>福祉</p>	
<p>協議会）健幸ふれあい祭り（敬老のつどい/ふれあい祭り）/講座</p>	
<p>防犯</p>	
<p>協議会）青色防犯パトロール/防犯講習会/下校の見守り</p>	
<p>サロン活動</p>	
<p>なし</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>川原代小学校教育後援会</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>協議会）広報誌「河原城」発行/花いっぱい運動/川原代小学校植木手入れ その他）NPO法人川原代お助け隊</p>	


【北文間地区】

<p>人口：2,642人 年少人口：123人（4.7%） 高齢人口：1,237人（46.8%） 住民自治組織数：9 協議会：北文間コミュニティ協議会（平成25年度設立） 委員会：防犯・防災/健康・福祉/文教・体育/環境/地域活性化 民生委員児童委員：7人 学校：龍ヶ崎西小学校/龍ヶ崎中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>3単位（豊田長寿会/長沖新田長寿会/南が丘スマイルクラブ）</p>	
<p>市子連登録団体（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>加入子ども会なし</p>	
<p>防災 ※土砂災害警戒区域あり</p>	
<p>協議会) 防犯パトロール/防災訓練/災害時要支援者安否確認訓練/マイタイムライン訓練/ ハザードマップウォーキング 住民自治組織) 防災訓練 ◇地区防災計画の策定：策定済 ◇消防団：2部隊（JA 部隊があり川原代/北文間地区を管轄） ◇防災士数：14名</p>	
<p>地域交流</p>	
<p>協議会) 鳥追い/ならせ餅/歩け歩け大会/クリスマスお楽しみ会/グラウンドゴルフ大会</p>	
<p>福祉</p>	
<p>協議会) 高齢者活動支援（外出支援のバス研修）/コミセン祭り/敬老の集い/ いきいきヘルス体操講座/切り絵の掲示（子どものアートクラブ）</p>	
<p>防犯</p>	
<p>協議会) 防犯パトロール</p>	
<p>サロン活動</p>	
<p>1か所（コミセン内の部屋を開放、誰でも利用できる場を提供）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>なし</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>協議会) 広報紙「あおぞら」発行</p>	


【龍ヶ崎西地区】

<p>人口：5,369人 年少人口：375人（7.0%） 高齢人口：2,087人（38.9%） 住民自治組織数：10 協議会：龍ヶ崎西コミュニティ協議会（平成25年度設立） 委員会：ふれあい/生活安全/環境美化 民生委員児童委員：10人 学校：龍ヶ崎西小学校/龍ヶ崎中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>4単位（米町長寿会/新町長寿会/高砂長寿会/直耐長寿会）</p>	
<p>市子連登録団体（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>1単位（新町）</p>	
<p>防災</p>	
<p>協議会）小学校合同防災訓練/防災講話（西の子応援キャンペーン）/防災の手引き作成/ 安否確認の手引き作成/防災MAP作成 ◇地区防災計画の策定：なし ◇消防団：3部隊（うち1部隊が龍ヶ崎地区も管轄） ◇防災士数：20名</p>	
<p>地域交流</p>	
<p>協議会）西コミ☆子どもまつり/昔遊び交流（小学校児童/保育園/幼稚園と協議会合同）/ ウォーキング教室/RYU とぴあ音頭パレード参加/バス研修</p>	
<p>福祉</p>	
<p>協議会）敬老お楽しみ会</p>	
<p>防犯</p>	
<p>協議会）防犯パトロール 住民自治組織）防犯パトロール</p>	
<p>サロン活動</p>	
<p>3か所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>米町（馴馬町上米区を含む6区）/新町（2区）で独自に町内会を組織している</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>協議会）広報紙「西の風」発行/「西の風物語」（H27.3発行）※名所旧跡調査をした冊子作成/ 花いっぱい運動</p>	


【松葉地区】

<p>人口：4,757人 年少人口：418人（8.8%） 高齢人口：1,995人（41.9%） 住民自治組織数：10 協議会：松葉小学校区協議会（令和元年度設立） 民生委員児童委員：5人 学校：松葉小学校/長山中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>1単位（松葉長寿会）</p>	
<p>市子連登録団体（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>加入子ども会なし</p>	
<p>防災</p>	
<p>協議会）自主防災連絡会/地区防災検討会 住民自治組織）防災訓練/安否確認タオル配布 ◇地区防災計画の策定：策定中 ◇消防団：なし ◇防災士数：24名</p>	
<p>地域交流</p>	
<p>協議会）龍ヶ崎ニュータウン夏祭り/どんと焼き 小学校）松葉小スクールサポーター 松葉館）元気サロン松葉館利用者と小学校との交流</p>	
<p>福祉</p>	
<p>協議会）高齢者支援検討会 PTA）子ども対象の移動教室（工場，博物館など） ボランティア）多世代共生型子ども食堂</p>	
<p>防犯</p>	
<p>防犯連絡員）防犯パトロール</p>	
<p>サロン活動</p>	
<p>3か所（いずれも高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>なし</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>協議会）広報紙「まつば」発行</p>	


【長山地区】

<p>人口：4,808人 年少人口：596人(12.4%) 高齢人口：1,655人(34.4%) 住民自治組織数：9 協議会：長山地域コミュニティ協議会(平成25年度設立) 委員会：防犯/防災/健康福祉/長山CC活動推進/自治会連合/広報 民生委員児童委員：7人 学校：長山小学校/長山中学校</p>	
長寿会	1単位(長山長寿会)
市子連登録団体(龍ヶ崎市子ども会育成連合会)	加入子ども会なし
防災	協議会) 小学校合同防災訓練 ◇地区防災計画の策定：策定中 ◇消防団：なし ◇防災士数：20名
地域交流	協議会) 秋まつり/新春祭り/夏休み子ども教室 長寿会) 長寿会と小学生との交流(小学1・5年生)
福祉	協議会) 敬老祝賀/高齢者対象の交流会(ふれあい交流会) / 地域内相互扶助の高齢者支援システム(はっぴー♡あしすと)
防犯	協議会) 防犯懇談会/防犯パトロール支援/パトロール参加の奨励 防犯連絡員協議会) 防犯パトロール(防犯連絡員と小中学校PTAの連携)
サロン活動	4か所(いずれも高齢者対象)
協議会・住民自治組織以外の自治組織	長山穂百柳(ほくりゅう)クラブ(50歳以上の高齢者団体)
そのほか	ラジオ体操(地区内の公園で毎日実施) 協議会) 広報紙「ぷらざ」発行/へび沼公園再生プロジェクト/ 住民自治組織と民生委員児童委員の意見交換会


【駒馬台地区】

<p>人口：4,750人 年少人口：552人(11.6%) 高齢人口：1,322人(27.8%) 住民自治組織数：14 協議会：駒馬台ひなっこ協議会(平成30年設立) 委員会：総務広報/文化体育子供/防犯防災/福祉環境/地域連絡 民生委員児童委員：9人 学校：駒馬台小学校/中根台中学校</p>	
<p>長寿会</p>	<p>2単位(平台ふれあい会/駒馬長寿会)</p>
<p>市子連登録団体(龍ヶ崎市子ども会育成連合会)</p>	<p>1単位(駒馬)</p>
<p>防災 ※土砂災害警戒区域あり</p>	<p>協議会) 小学校合同防災訓練 ◇地区防災計画の策定：なし ◇消防団：1部隊 ◇防災士数：17名</p>
<p>地域交流</p>	<p>協議会) 輪投げ大会/一人芝居、落語(ふれあい学習)/歩け歩け大会/子ども向け事業/ バス研修/住民アンケート</p>
<p>福祉</p>	<p>協議会) ふれあい談話室(高齢者向け)/福祉講座</p>
<p>防犯</p>	<p>協議会) 防犯講習会</p>
<p>サロン活動</p>	<p>なし</p>
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	<p>なし</p>
<p>そのほか</p>	<p>協議会) 広報誌「ひなっこ」発行</p>

【久保台地区】

<p>人口：6,194人 年少人口：672人（10.8%） 高齢人口：1,351人（21.8%） 住民自治組織数：10 協議会：久保台小学校区わくわく協議会（平成27年度設立） 委員会：はつらつ健康/子育て文化育成/地域づくり/防犯防災/ 住民自治組織推進/実行/広報 民生委員児童委員：6人 学校：久保台小学校/中根台中学校</p>	
<p>長寿会</p> <p>1単位（中根台久保台長寿会）</p>	
<p>市子連登録団体（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p> <p>加入子ども会なし</p>	
<p>防災</p> <p>協議会）防災訓練/防災パトロール ◇地区防災計画の策定：策定済 ◇消防団：1部隊（八原地区も管轄） ◇防災士数：14名</p>	
<p>地域交流</p> <p>協議会）わくわく祭り/春の音楽会/ハロウィンパーティ 長寿会）高齢者との昔遊び交流</p>	
<p>福祉</p> <p>協議会）敬老お楽しみ会/終活/シルバーリハビリ体操/歴史講座/夏休みこども教室/そばうち/ クラフト/寄せ植え</p>	
<p>防犯</p> <p>協議会）パトロール・青色防犯パトロール/防犯講話会</p>	
<p>サロン活動</p> <p>3か所（2か所：高齢者対象/1か所：児童対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p> <p>なし</p>	
<p>そのほか</p> <p>協議会）広報紙「わくわく」発行/HP</p>	

【城ノ内地区】

<p>人口：6,014人 年少人口：1,026人（17.1%） 高齢人口：923人（15.3%） 住民自治組織数：10 協議会：城ノ内コミュニティ協議会（平成25年度設立） 委員会：防犯・防災/福祉/しろのさと/子ども 民生委員児童委員：6人 学校：城ノ内小学校/城ノ内中学校</p>	
<p>長寿会</p>	
<p>4単位（下八代長寿会/中八代いきいきクラブ/城ノ内長寿会/白羽長寿会）</p>	
<p>市子連登録団体（龍ヶ崎市子ども会育成連合会）</p>	
<p>1単位（新世紀邑）</p>	
<p>防災 ※土砂災害警戒区域あり</p>	
<p>協議会）地区合同防災訓練 ◇地区防災計画の策定：なし ◇消防団：2部隊 ◇防災士数：12名</p>	
<p>地域交流</p>	
<p>協議会）しろのさと春祭り/しろのさと夏祭り/しろのさと秋祭り/ 子どもの居場所づくり※夏休み開催</p>	
<p>福祉</p>	
<p>協議会）城ノ内お助け隊/チャリティーバザー</p>	
<p>防犯</p>	
<p>協議会）青色防犯パトロール 住民自治組織）登下校の見守り</p>	
<p>サロン活動</p>	
<p>1か所（高齢者対象）</p>	
<p>協議会・住民自治組織以外の自治組織</p>	
<p>なし</p>	
<p>そのほか</p>	
<p>協議会）広報誌「しろのさと」発行/Facebook</p>	

第2節 課題の整理 —第2期計画の内容の検証と事前調査—

平成29（2017）年4月の第2期計画開始以降、本市と社協は地域福祉に継続的に取り組み、進捗管理を行うとともに、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会でその内容を報告してきました。そして、本計画を策定するにあたり、これまでの進捗管理の総括を行うとともに、地域コミュニティ協議会や市民へのアンケート、関係団体や庁内各課へのヒアリングなど、地域福祉に関連する取組状況や課題について情報収集を行いました^{*9}。次ページからの表は、その内容を評価・実績と課題に分け、第2期計画の基本施策項目ごとにまとめたものです。

^{*9} 地域コミュニティ協議会と市民へのアンケート調査の結果については、市公式ホームページに掲載しています。

基本目標1 やさしい思いやりの心を育てる（地域福祉を担う人づくり）

	実績・評価・ 地域福祉に関連する実践	課題
地域福祉意識の向上	<p>○地域コミュニティ協議会が市内全地区で設立され、地域の特色に応じた活動が展開されています。<u>市/コミ推</u></p> <p>○小中学校では、地域の人材を活用した授業や体験活動に積極的に取り組み、福祉に対する理解を深めました。<u>市/指導</u></p> <p>○青少年ボランティアスクールやふれ愛交流事業などを通じて、障がいへの理解が深まりました。<u>社協</u></p>	<p>○福祉教育・育成について、学校では活発に行われている反面、一般を対象にした機会は少ない状況です。そのため、既存の取組の対象を広げるなど検討が必要です。</p> <p>➤市民への地域福祉に関する意識啓発</p>
地域福祉を支える人材の発掘・育成	<p>○ボランティアを育成する各種養成講座で、登録者数の目標を達成することができました。<u>市/健長</u></p> <p>○ボランティア入門講座を開催し、ボランティアに対する理解が深まりました。<u>社協</u></p>	<p>○地域コミュニティ協議会は、高齢化や担い手不足が課題となっています。組織を継続するための方策など検討が必要です。</p> <p>○ボランティア入門講座は、参加者を増やすために時期やプログラムの見直しが必要です。</p> <p>➤キーパーソンの発掘・育成</p> <p>➤後継者不足・次世代の担い手の発掘</p>

凡例=コミ推コミュニティ推進課 指導指導課 健長健幸長寿課 社協社会福祉協議会

基本目標2 ふれあいの輪を広げる（地域交流の活性化/地域ネットワークの推進）

	実績・評価・ 地域福祉に関連する実践	課題
既存施設の活用（居場所づくり）	<p>○元気サロン松葉館は高齢者の生きがいづくりと介護予防の拠点として、また、社協の各支所は地域の高齢者や子どもたちの憩いの場として、市民から好評を得ています。市/健長 社協</p> <p>○「地域子育て支援センター」を拡充しました。市/こども</p>	<p>○居場所づくり事業は重要な施策であり、拡充に向けた検討が必要です。</p> <p>➢世代間交流</p> <p>➢居場所の拡充</p>
地域情報の発信・交換	<p>○メール配信サービス登録者数を増やしました。市/シティ</p> <p>○市公式ホームページをリニューアルし、高齢者、障がい者や外国出身者に配慮しました。市/シティ</p> <p>○視覚に障がいがある方に対して、広報物を点訳や音訳して配布しました。社協 また、音訳した市広報紙「りゅうほー」の音声データを、市公式ホームページに掲載しました。市/シティ</p> <p>○地域活動の様子や、各種団体の助成金の情報、全国各地で発生した災害ボランティア情報などについて広報紙「しゃきょうだより」やホームページ、SNSで発信しました。社協</p>	<p>○市民アンケートでは必要な情報を得られていないと感じている人の割合が、前回調査より増えていることがわかりました。適切な情報を必要な人に届きやすくするため、改善が必要です。</p> <p>➢情報の出し方（ターゲットと手段の適切な選択）</p> <p>➢福祉情報プラットフォームづくり（既存の拡張や応用などの可能性検討）</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相談支援体制の確立</p>	<p>○高齢者や障がい者の相談支援体制の充実を図りました。<u>市/社会・こども・健長</u></p> <p>○子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく妊産婦や保護者の相談に応じました。<u>市/健増</u></p> <p>○子ども家庭総合支援室を開設し、家庭児童相談員による要支援家庭への相談や訪問など継続的な支援を行いました。<u>市/こども</u></p> <p>○「心配ごと相談」「法律相談」を実施し、市民の生活相談に応じました。<u>社協</u></p>	<p>○複数の課を横断する内容を含む相談ケースが増えていることから、相談体制の充実を図る必要があります。</p> <p>▶マルチな相談対応。相談を受け止める場所の一本化</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保健・医療・福祉の連携体制づくり</p>	<p>○住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう在宅医療・介護連携推進会議を設置し、多種職連携を図りながら活動しました。<u>市/健長</u></p> <p>○認知症初期集中支援チームを設置し、関係機関と連携しながら活動しました。<u>市/健長</u></p>	<p>○相談に訪れない潜在的な要支援者に対して、アウトリーチの手法を取り入れた支援の取組を検討する必要があります。</p>

凡例＝健長健幸長寿課 こどもこども家庭課 シティシティセールス課 介護介護福祉課 社会社会福祉課
健増健康増進課 社協社会福祉協議会

基本目標3 みんなでささえあう地域づくり（福祉活動の推進）

	実績・評価・ 地域福祉に関連する実践	課題
市民活動・ボランティアの拡充	<p>○市民活動・ボランティアの拡充に向けて、まちづくり・つなぐネットでは、市が事業所や学校といった協力団体への橋渡しを行い、地域におけるイベントの運営補助や防犯パトロール、環境美化活動など多彩なサポート活動を展開しました。<u>市/コミ推</u></p> <p>○ボランティア団体の活動紹介や会員募集、助成金情報などの情報発信を行いました。また、ボランティア団体への支援を行いました。<u>社協</u></p>	<p>○市民活動をより身近なものとして定着・継続させていくため、若者や現役世代の積極的な参加を促すための施策を展開していく必要があります。</p> <p>○ボランティアの高齢化、活動のマンネリ化、後継者不足など課題が顕在化し、各団体の登録者数も減少傾向にあることから、相談体制の充実が求められます。</p> <p>▶事業運営の工夫・改善（参加者にメリットの提供、脱マンネリ、仕組みを簡素化する）</p>
福祉サービスの適切な利用促進	<p>○良質なサービスが提供されるよう、福祉サービス事業者や専門職による勉強会、意見交換会、研修会などを実施し、サービスの質の向上を図りました。<u>市/社会・健長</u></p> <p>○成年後見制度の申立てに関する相談対応・助言を行い、判断能力が不十分な方の権利擁護を図りました。<u>市/社会・健長</u></p> <p>○判断能力が不十分な方に対して、権利擁護として日常生活自立支援事業を通し、日常的な福祉サービスの利用支援や金銭管理などについて関係機関と連携し支援を行いました。<u>社協</u></p>	<p>○成年後見制度の利用促進に関する計画を策定する必要があります。</p> <p>○権利擁護を進めるにあたり、相談員のスキルアップと、関係機関との連携強化が必要です。</p> <p>▶福祉サービスの利用につながる利便性の向上</p> <p>▶周囲の目などの抵抗感なく福祉サービスを受けられる雰囲気づくり</p>

凡例＝コミ推コミュニティ推進課 社会社会福祉課 介護介護福祉課 健長健幸長寿課 社協社会福祉協議会

基本目標4 人にやさしいまちづくり（安全・安心なまちづくり）

	実績・評価・ 地域福祉に関連する実践	課題
防犯・防災対策の充実	<p>○防犯啓発活動の支援を継続しました。 市/生安</p> <p>○地域住民の自発的な防災活動を支援し、地区防災計画の作成を推進しました。 市/危機</p> <p>○災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備や、災害ボランティアセンターの運営訓練により災害時の体制づくりに努めました。また、協力体制の強化を図りました。社協</p>	<p>○地域住民などが行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」の作成を継続的に支援します。</p> <p>▶防災意識を高める取組 ▶発災時の要支援者への支援体制の整備強化</p>
見守り体制の充実	<p>○見守りネットワーク事業では、協力者の拡充に努めました。市/社会・介護</p> <p>○ボランティアの協力により、見守りと安否確認を目的とした給食サービスを実施しました。訪問を通して、不安感の緩和と地域交流の促進を図りました。社協</p>	<p>○見守りネットワーク事業については、継続して事業の充実を図ります。</p> <p>▶老々世帯への支援・見守り ▶要支援者への継続的な関与（かかわりつづける、緩やかなつながり）</p>
生活困窮者への支援	<p>○生活困窮者や本市の生活保護受給者を対象に職業紹介のあっせんを行う「龍ヶ崎市無料職業紹介事業所」を開設しました。 市/生支</p> <p>○NPO 法人への業務委託により、生活保護受給世帯や準要保護世帯の子どもへ学習支援や進学に関する助言などを行い、学習習慣・生活習慣の確立及び学習意欲の向上を図りました。市/子ども</p>	<p>○支援が必要な子どもたちには定期的にかかわりつづけることが重要です。「生活困窮者世帯の子どもの学習支援」「子どもの居場所づくり事業」など、通う場所があることにより、定期的な見守りが可能になると考えられます。</p> <p>▶アウトリーチによる要支援者への関与</p>

移動手段の確保	<p>○コミュニティバスの再編、乗合タクシーの目的地追加などを実施することで、地域公共交通機関の利便性を向上させ、移動手段の維持・確保及び地域公共交通機関の利用促進を図りました。<u>市/都計</u></p> <p>○障がい者が地域で自立した社会生活が送れるよう、外出時の支援を行う「移動支援事業」の周知に努め、事業の活用を促進しました。<u>市/社会</u></p> <p>○福祉車両の無料貸し出しを行い、車いす利用者の利便性の向上を図りました。利用件数も年々増加傾向にあります。<u>社協</u></p> <p>○高齢者の外出支援のひとつとして、シルバーカーの購入助成を行いました。<u>社協</u></p>	<p>○地域の移動手段の確保のため、引き続きコミュニティバスや乗合タクシーの運行が必要となります。</p> <p>○移動が困難な高齢者や障がい者の外出支援は引き続き市民の声を聞きながら調整を図るなど、今後も継続的に取り組む必要があります。</p> <p>▶コミュニティバスの運行、乗合タクシーの運行</p> <p>▶移動困難者への支援（買い物・移送）方法の検討</p>
---------	--	--

凡例=生安生活安全課 危機危機管理課 社会社会福祉課 介護介護福祉課 生支生活支援課 こどもこども家庭課
都計都市計画課 社協社会福祉協議会

計画体系の形成に向けた方向性

本計画で取り組む方向性を明確にするため、ここまで見てきた地域福祉に関する様々な成果や課題を以下のように整理しました。次章以降では、これらを基に本計画に反映させていきます。

主な地域課題等など	取り組む方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉に関する意識の未成熟 ・ 地域活動の担い手の不足 	<p>▼やさしい思いやりの心を育てる人づくり 地域福祉の考え方にに基づき、他者を思いやる心を育てます。 地域活動の担い手が増えるよう、養成、技能向上などの機会づくりに取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民同士の付き合いの希薄化 ・ 複数の相談窓口の情報共有など連携体制の維持・強化が必要 ・ 福祉に関する必要な情報が得られない 	<p>▼ふれあいの輪を広げるつながりづくり 地域内の居場所づくりなど、交流機会の拡大に取り組みます。 相談支援体制の充実や制度間の連携推進を目指します。 必要な情報につながりやすい情報提供のあり方を検討します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動やボランティア活動の停滞 ・ 権利擁護に取り組む推進体制構築が必要 ・ 生活困窮者など生きづらさを抱えた人への継続的な支援が必要 	<p>▼みんなでささえあう地域づくり 地域での支えあいを担う、市民活動やボランティア活動の団体を支援します。 本人が正しく自己決定でき、他者から人権や財産を侵されることのないよう、権利擁護を推進します。 生きづらさを抱えた人を支えるための支援に取り組みます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災計画への取組が必要 ・ 移動支援に関する取組の強化が必要 ・ 地域の見守り体制の継続が必要 	<p>▼人にやさしいまちづくり 安全・安心な暮らしのため、地域の防犯・防災、見守り体制、移動支援に関する取組を推進します。 市民の健全な生活を維持するため、健康増進や疾病の重症化予防に関する取組を新たに体系に組み入れます。</p>

第3章 計画の方向性

第1節 基本理念・基本目標の承継

第2期計画の推進にあたっては、地域福祉についての基本的な考え方として、第1期計画の基本理念を引き継ぎました。この基本理念には、計画の柱となる基本目標の各項目のキーワードが織り込まれており、計画の概要が端的に示されたものとなっています。

そこでは、昨今は人と人との関わりが希薄化しているため、「人のやさしさ」「人とのふれあい」「人と人とのささえあい」の大切さを理解し、人にやさしいまちを目指して住民みんなで地域を育てていくことが必要であることが述べられています。

本市では、この考え方のもとで地域福祉を育んできたことから、本計画でもこれを受け継いでいくこととします。そこで、本計画の基本理念と基本目標については、これまでのものを受け継ぎながら全体の語句の統一を図り、以下のとおりとします。

基本理念

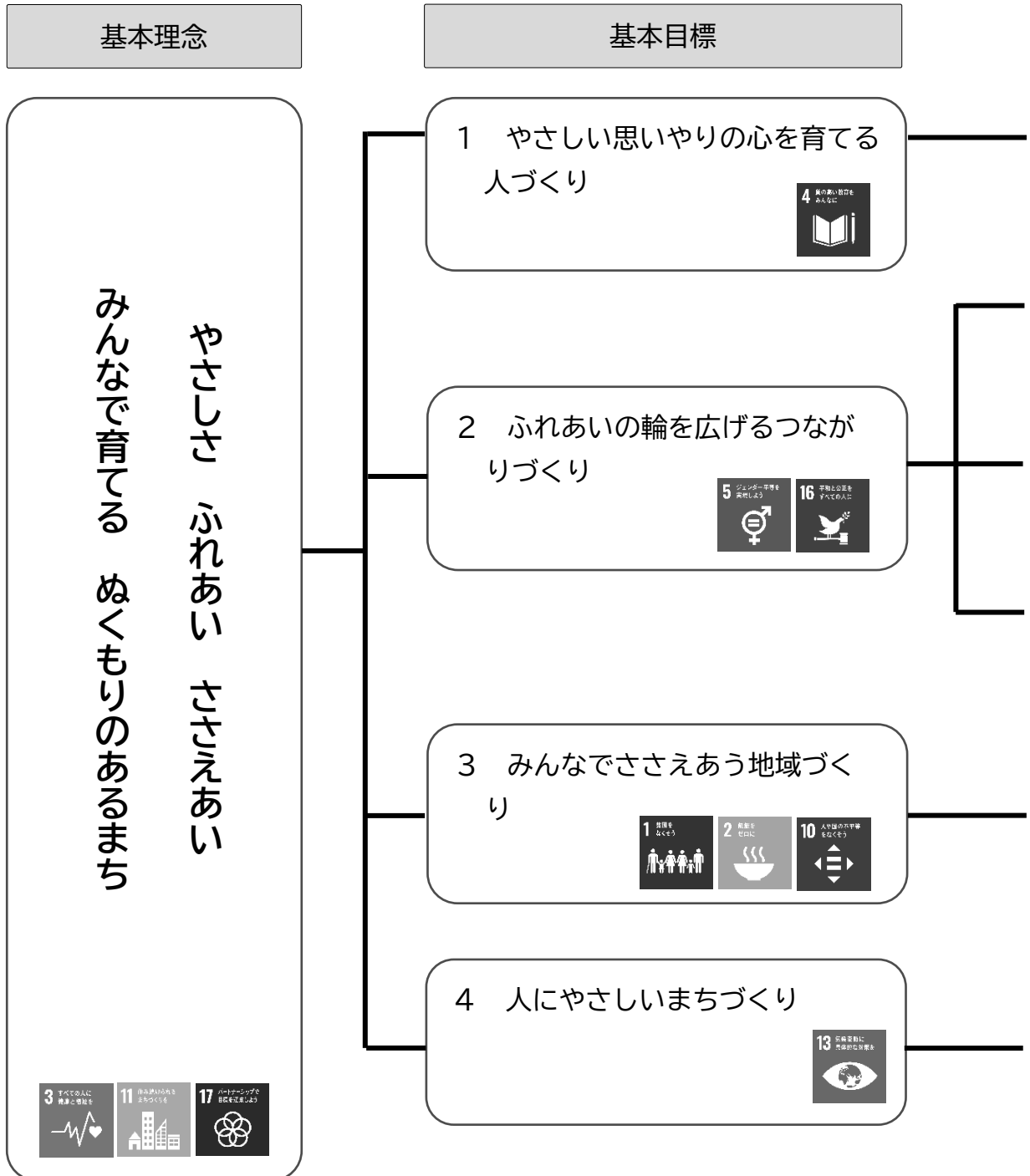
やさしさ ふれあい ささえあい
みんなで育てる ぬくもりのあるまち

基本目標

- 1 やさしい思いやりの心を育てる人づくり
- 2 ふれあいの輪を広げるつながりづくり
- 3 みんなでささえあう地域づくり
- 4 人にやさしいまちづくり

第2節 計画の体系

第2章で整理した地域福祉課題に対して、本計画では、第2期計画の基本理念と基本目標を受け継ぎながら、以下のとおり基本施策を設定して取り組みます。



基本施策

1-1 地域福祉を担う人づくり

1-1-1 地域福祉意識をはぐくむ

1-1-2 地域福祉を支える人材を育てる・活かす

2-1 地域交流の活性化

2-1-1 人々がつながる交流機会の促進

2-2 地域ネットワークの推進

2-2-1 相談支援体制の維持・充実

2-2-2 地域福祉に関する連携体制づくり

2-3 地域福祉に関する情報発信・情報伝達

2-3-1 受け手に伝わる情報発信・情報伝達

3-1 福祉活動の推進

3-1-1 市民活動・ボランティアの拡充

3-1-2 福祉サービスの適切な利用促進

3-1-3 生きづらさに寄り添った支援
(孤独・孤立対策)

3-1-4 権利擁護の推進
(成年後見利用促進基本計画)

4-1 安全・安心なまちづくり

4-1-1 防災・防犯対策の充実

4-1-2 見守り体制の充実

4-1-3 移動手手段の確保

4-1-4 健康づくりの推進

第3節 地域福祉推進3か条

第1期計画策定のときから、地域内での関わりあいの大切さを取り上げています。あいさつや声かけをきっかけとして関わりあいを持っていくこと、地域住民一人ひとりが地域でより良く暮らせるよう考えること、地域で協力しあう活動につなげていくこと、これらが大切であることは、本計画においても変わりません。

そのため、これまでに引き続き、地域福祉の基本である「地域福祉推進3か条」を掲げて、地域福祉の推進に努めることとします。

- 1 あいさつをしよう
- 2 地域のことを考えよう
- 3 地域で協力しあおう

第4章 地域福祉の取組

本章では、市と社協が役割を担う施策・事業を示します。

基本目標	基本施策		関連する行政計画（所管課）
1 やさしい 思いやりの 心を育てる 人づくり	1-1 地域福祉を 担う人づくり	1-1-1 地域福祉意識をは ぐくむ	教育プラン（教育総務課）
		1-1-2 地域福祉を支える人 材を育てる・活かす	
2 ふれあひ の輪を広げ るつながり づくり	2-1 地域交流の 活性化	2-1-1 人々がつながる交 流機会の促進	高齢者福祉計画・介護保険事業計 画（介護福祉課）
	2-2 地域ネット ワークの推進	2-2-1 相談支援体制の維 持・充実	障がい者プラン・障がい福祉計 画・障がい児福祉計画（社会福祉 課）、高齢者福祉計画・介護保険 事業計画、子ども・子育て支援事 業計画（こども家庭課）
		2-2-2 地域福祉に関する 連携体制づくり	障がい者プラン・障がい福祉計 画・障がい児福祉計画、高齢者福 祉計画・介護保険事業計画
2-3 地域福祉に 関する情報発 信・情報伝達	2-3-1 受け手に伝わる情 報発信・情報伝達		
3 みんなで ささえあう 地域づくり	3-1 福祉活動の 推進	3-1-1 市民活動・ボラン ティアの拡充	
		3-1-2 福祉サービスの適 切な利用促進	障がい者プラン・障がい福祉計 画・障がい児福祉計画、高齢者福 祉計画・介護保険事業計画
		3-1-3 生きづらさに寄り 添った支援（孤独・孤立 対策）	いのち支える自殺対策計画（社会 福祉課）
		3-1-4 権利擁護の推進	成年後見制度利用促進基本計画 （本計画 68-70 ページ、健幸長寿課）
4 人にやさ しいまちづ くり	4-1 安全・安心 なまちづくり	4-1-1 防災・防犯対策の 充実	地域防災計画（危機管理課）、空 家等対策計画（生活安全課）
		4-1-2 見守り体制の充実	
		4-1-3 移動手手段の確保	地域公共交通計画（都市計画課）
		4-1-4 健康づくりの推進	健康増進・食育計画（健康増進 課）

第1節 やさしい思いやりの心を育てる人づくり

1-1 地域福祉を担う人づくり

現状と課題

- 福祉に関する教育・人材育成について、学校では活発に行われている反面、一般を対象にした機会は少ない状況です。広く一般を対象とした機会づくりなど検討が必要です。
- 地域コミュニティ協議会や住民自治組織は、高齢化やご近所付き合いの希薄化などにより担い手不足のため、今後の組織運営などが課題になっています。
- 市民活動やボランティアにも同様に担い手不足の課題があり、ボランティア養成講座については、参加者が減少しているものもあることから、啓発活動や育成方法について検討する必要があります。
- 社会的弱者に対する偏見など差別や蔑視をなくし、全ての人が互いに尊重しあうとともに、それぞれの特性を生かして全ての人が参画できる社会の実現が求められます。

施策の方向性

- 障がいや認知症などへの理解促進、在宅医療や介護などに関する知識の向上、ボランティアの養成や技術の向上などを目的に、講演会や養成講座などを開催します。
- 地域住民が地域活動の必要性を知り、地域活動全般が維持・継続されることを目指します。
- NPOなどボランティア団体や市民団体などの活動団体に対して、引き続き支援を行います。
- 社会的弱者と呼ばれる立場の人たちが不当に差別されないよう、啓発や教育などを行います。

具体的な取組

1-1-1 地域福祉意識をはぐくむ

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
地域福祉に関して学ぶ機会の提供	○講演会・フォーラムなどの開催	社会福祉課 健幸長寿課
	○出前講座* ¹⁰ での福祉事業の説明	文化・生涯学習課
地域活動への理解促進	○地域活動への理解を促す取組の実施	コミュニティ推進課
他者を思いやる心を育てる取組	○人権啓発・人権教育の実施	市民窓口課 文化・生涯学習課
	○学校における心の教育の実施	指導課

社協の取組

取組名	主な取組内容等
地域活動の維持・継続 重点 * ¹¹	○活動団体（地域コミュニティ、住民自治組織など）の運営継続のための各種支援
他者を思いやる心を育てる取組	○ボランティア講演会の開催

*¹⁰ 市職員が講師となり、所管事業や制度などについて、依頼者の求めに応じて講演する事業。

*¹¹ 本章において、特に重要で、進捗管理していく取組には、このアイコンを表示している。（関連：第5章第3節（87ページ）参照）

1-1-2 地域福祉を支える人材を育てる・活かす

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
人材の発掘・参加 促進・育成	○ボランティア養成講座の実施 シルバーリハビリ体操指導士 元気アップ体操指導員 傾聴ボランティア	健幸長寿課
	○人材バンク制度の登録推進 (知識・技能・経験を活かす)	文化・生涯学習課
専門技能等の資質 向上	○介護支援専門員連絡協議会での専門研 修	健幸長寿課
	○障がい福祉サービス事業所連絡協議会 での専門研修	社会福祉課

社協の取組

取組名	主な取組内容等
地域福祉を知る機会の提 供	○ボランティア養成講座の実施 ○青少年ボランティアの育成 ○福祉出前講座の実施

第1節「やさしい思いやりの心を育てる人づくり」取組指標

指標となる項目	基準値			目標値
市民活動やボランティア活動に参加し たことがある市民の割合	69.1% (2016)	74.7% (2018)	71.0% (2021)	75.0% (2026)
若者が健全に育つ環境や若者の活動を 支援する機会・サービスの満足度(18 ~39歳) ※2016年・2018年は18~40歳	34.0% (2016)	29.1% (2018)	23.8% (2021)	34.0% (2026)
普段から自分の気持ちを分かろうとし てくれる友人がいる児童生徒の割合 (★)	78.2% (2016)	78.9% (2018)	81.5% (2021)	80.0%以 上を維持 (2026)

(まちづくり市民アンケート、市独自調査(★)から)

第2節 ふれあいの輪を広げるつながりづくり

2-1 地域交流の活性化

現状と課題

- 地域コミュニティ協議会が全地区に設立されたことにより、地域住民同士の交流機会は増えましたが、高齢化などによる担い手不足も課題になっています。
- 地域でのサロン活動では、高齢者の生きがいづくりや社会的孤立感の解消などに効果がみられています。さらに取組の充実を図る必要があります。
- 社協が運営する交流サロン（中央支所）、まいりゆうサロン（佐貫西口支所）は、高齢者に比べて子どもの利用が少ないことから、幅広い世代への利用を促していくとともに相互交流の機会創出となることが求められます。

施策の方向性

- 子育てに悩む保護者や障がいがある子どもの保護者など、当事者同士が交流できる場を提供します。また、主催する団体などに支援します。
- 地域住民同士にいわゆる「ゆるいつながり^{*12}」の関係が築かれるよう、会ってあいさつを交わしたりおしゃべりをしたりするなど、関係構築に関わる取組を推進します。

*12 福祉の分野では、お互いに顔を知っていて、普段は頻繁には付き合わなくても、何か困りごとが生じた時には相談したり頼ったりできる関係の意味で用いる。

具体的な取組

2-1-1 人々がつながる交流機会の促進

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
住民同士の交流機会創出（他者とつながる） 重点	○地域子育て支援センター* ¹³ における子育て世帯の交流の促進	こども家庭課
	○高齢者ふれあいサロン活動を運営する団体等への支援	健幸長寿課
	○地域コミュニティ協議会が実施する行事や催し物などへの支援	コミュニティ推進課
	○小中学校におけるあいさつ声かけ運動の促進	文化・生涯学習課

社協の取組

取組名	主な取組内容等
地域住民同士のつながり（交流）	○中央支所・佐貴西口支所・元気サロン松葉館でのサロン活動の実施
	○ふれ愛交流事業の開催
	○地域コミュニティ協議会や住民自治組織、サロン運営団体が実施する行事や催し物などへの支援

*¹³ 子育ての悩みごとの相談・共有などの場として、市内5つの保育所・認定こども園のほか、さんさん館、駅前こどもステーションの7か所設置している。

2-2 地域ネットワークの推進

現状と課題

- 福祉に関する相談窓口について、複数の課を横断する内容を含む相談ケースが増えていることから、相談者の不要な負担を軽減できるよう、相談体制の充実を図る必要があります。
- 医療、介護、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供できる地域を目指す地域包括ケアシステム構築の取組では、医療や介護、民間、そして市民活動など、多種多様な社会資源に関わる人材が、よりよい連携、協力のあり方を模索しています。支援する側にとって、それぞれの立場を生かした効率的な役割分担、連携のあり方について引き続き考えていくことが求められます。
- 相談に訪れない潜在的な要支援者に対して、支援者側から積極的に関与し支援につないでいくアウトリーチ型の支援が求められています。

施策の方向性

- 行政機関の所管部署にとらわれずに福祉の相談ができる総合相談窓口を設置します。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくにあたって、課題や困りごとが生じたときに気兼ねなく相談でき、必要な支援につなぐ窓口支援体制の維持・充実に努めます。
- 生活の中で様々な困りごとを抱えた人のそれぞれのニーズに対応できるよう、包括的なケアを行うため、引き続き関係機関との連携体制の維持・強化に努めます。

具体的な取組

2-2-1 相談支援体制の維持・充実

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
断らない相談窓口 重点	○ 新規 福祉の総合相談窓口の設置	社会福祉課
高齢者の相談支援	○地域包括支援センターにおける相談支援 ○在宅医療連携相談室（龍ヶ崎市医師会）との連携による相談支援	健幸長寿課
障がい者の相談支援	○基幹相談支援センターにおける相談支援 ○障がい者相談員による相談対応	社会福祉課
子どもや保護者の相談支援	○子育て支援コンシェルジュによる情報提供	こども家庭課
	○専門相談機関（地域子育て支援センター、保健センター、つぼみ園など）と連携した相談支援	社会福祉課 こども家庭課 健康増進課
	○妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない相談支援 ○子どもの虐待に関する相談・対応	こども家庭課 健康増進課
	○ 新規 スクールソーシャルワーカー ^{*14} の派遣 （ヤングケアラーを含む児童・生徒への相談支援）	教育センター
その他の相談支援	○生活困窮者への自立相談支援の実施 ○生活保護相談者・被保護者等への自立支援プログラムの実施	生活支援課
	○法律相談の実施	市民窓口課

*14 問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関などとの連携・調整を行ったりして問題の解決を図る専門職。

社協の取組

取組名	主な取組内容等
地域住民からの相談・支援	○ふれ愛相談サロン（心配ごと相談、法律相談）の実施

2-2-2 地域福祉に関する連携体制づくり

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
包括的なケアの推進 重点	○地域ケア会議の充実 ○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進（認知症サポーター養成講座、オレンジカフェ ^{*15} 、専門医療機関の設置） ○生活支援サービスの体制整備	健幸長寿課
地域と関係機関との連携	○生活支援体制整備事業の実施に向けた協議・検討	健幸長寿課
	○地区活動拠点指定職員 ^{*16} による地域との連携	危機管理課
その他の連携体制	○救急医療情報安心キットの配付 ○ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの貸与	社会福祉課 介護福祉課
	○障がい者にかかわる関係機関（地域包括支援センター、保健所、指定特定相談支援事業所）との連携 ○NET119緊急通報システム ^{*17} の運用	社会福祉課

*15 認知症の当事者やその家族、介護・医療の専門職、地域住民など、誰でも気軽に参加でき、安心して過ごせる集いの場所。当事者やその家族の孤立を防ぎ、地域住民に認知症への理解を促す目的がある。

*16 市役所が閉庁している時間帯に震度5強以上の地震が発生した際、災害時における地区活動拠点を各コミュニティセンターに開設し、施設管理者、地域との協働により地震災害発生初動期の対応を行う職員。

*17 音声による119番通報が困難な聴覚や言語機能に障がいのある人が円滑に消防に通報できるシステム。スマートフォンなどから選択や文字入力により通報が可能。

社協の取組

取組名	主な取組内容等
地域内の関係者同士の連携	○ふれあいネットワーク事業の推進

2-3 地域福祉に関する情報発信・情報伝達

現状と課題

- 福祉に関する情報が必要になったときに、必要な情報を得られていないと感じている人が多いことが、調査によりわかりました。その人が必要とする情報が必要なときに入手しやすくする体制づくりが求められています。
- 外国出身者など、行政文書やお知らせなどを読んで理解するのが難しい人が増えています。そのような人に情報が届くような情報発信が求められています。
- 自分の住んでいる地域のことは知っているものの、別の地域ではどのような活動が行われているかを知るには、その地域に住む知人に話を聞くなど、機会が限られていました。コミュニティ推進課では各地域コミュニティ協議会や住民自治組織の様々な取組を取りまとめた『地域活動事例集』を作成することにより、各地域の活動状況や新たな取組を紹介しています。

施策の方向性

- 困りごとが生じたときや福祉サービスを利用したいときなど、情報を求める人が必要ときに必要な情報が入手できる情報発信・情報提供に努めます。
- 外国出身者に限らず、視覚に障がいのある人など、書かれた日本語を読んで理解するのが難しい人に対して、行政文書やお知らせなど必要な情報が伝わるような情報提供に努めます。

具体的な取組

2-3-1 受け手に伝わる情報発信・情報伝達

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
情報発信・情報提供に関する取組 重点	○地域コミュニティ協議会や住民自治組織による地域活動の情報収集と周知	コミュニティ推進課
	○市民活動に関する情報提供	
	○ 拡充 地域福祉情報ポータルサイトの内容充実	健幸長寿課
	○『子育てガイド』による情報提供	こども家庭課
	○子育て支援コンシェルジュによる情報提供（再掲）	
	○「龍ヶ崎市の障がい者福祉サービス」や「社会資源マップ」などによる情報提供	社会福祉課
	○「龍ヶ崎市の高齢者福祉サービス」などによる情報提供	介護福祉課
	○外国語版「ごみの出し方」の提供	環境対策課
情報保障に関する取組	○市公式ホームページでのユニバーサル対応 多言語自動機械翻訳 音声読み上げ 広報紙「りゅうほー」音訳版の掲載 色合いの変更	シティセールス課
	○ 新規 広報紙「りゅうほー」の外国語翻訳版の配信 ^{*18}	
	○市役所窓口での情報保障対応 ヒアリンググループ ^{*19} の設置 筆談用機器の設置 新規 手話通訳士の配置	社会福祉課

*18 広報紙をスマートフォンやパソコンで閲覧できる無料アプリ「カタログポケット」を活用し、10の言語の翻訳版を文字と音声で提供している。

*19 音声を磁気に変えて増幅し、補聴器や受信機で聞くことができる装置。

社協の取組

取組名	主な取組内容等
知ってもらおう・わかってもらおう取組（周知、情報提供）	○広報紙「しゃきょうだより」による周知・広報
	○社協ホームページによる周知・広報
	○市民活動情報（地域資源台帳）の収集・発信
	○ボランティア情報の発信
要配慮者への情報保障	○広報紙「しゃきょうだより」などの点訳・音訳

第2節「ふれあいの輪を広げる関係づくり」取組指標

指標となる項目	基準値			目標値
地域の人々がふれあい、交流できる機会・内容への満足度	26.2% (2016)	28.8% (2018)	24.9% (2021)	29.0% (2026)
生きがいづくりや趣味を楽しむ機会・場所への満足度	29.7% (2016)	31.2% (2018)	26.7% (2021)	32.0% (2026)
市役所から発信される情報のうち、必要とする情報は得られていると感じている市民の割合 ^{*20}	68.9% (2016)	58.6% (2018)	67.5% (2021)	69.0% (2026)

（まちづくり市民アンケートから）

*20 福祉に関する情報に特化したアンケートではないが、第2期計画に引き続き、参考指標として掲載する。

第3節 みんなでささえあう地域づくり

3-1 福祉活動の推進

現状と課題

- 市民活動をより身近なものにできるよう参加の機会づくりに努め、定着・継続させていくことが重要です。市民活動への参加経験がない若者や現役世代をはじめとする幅広い層に対して、やりがいを感じられるようなきっかけづくりを検討する必要があります。
- 担い手の高齢化、活動のマンネリ化、後継者不足など市民活動の課題は多く、各団体の登録者数も減少傾向にあります。活動継続のため、情報発信だけではなく新たな支援策を検討する必要があります。
- 成年後見制度の利用促進をはじめとした権利擁護に関する相談機能の強化や、虐待を見逃さない地域の見守り、関係機関の連携などセーフティネットの構築を進めていくことが必要です。
- アンケートでは、周囲の目が気になるなど福祉サービスの利用に抵抗がある人がいることもわかりました。気兼ねなく必要なサービスが適切に受けられる環境作りが求められています。
- 支援が必要とされる子どもたちは、定期的に通う居場所があることで、継続的な見守りにつながることができるとされています。一時的な支援にとどまらず、定期的に見守り、関わり続けることが求められています。

施策の方向性

- 当事者のニーズに応じた支援が適切に利用できるように、福祉サービスの適切な情報提供に努めます。
- 判断能力が不十分な高齢者、障がい者本人の財産や権利を守るため、成年後見制度が適切に利用されるよう対応策を検討します。（→成年後見制度利用促進基本計画の策定）
- 虐待を見逃さない地域の見守りや関係機関の連携などセーフティネットの構築を進めます。
- 心理的な理由や経済的な理由などで生きづらさを感じた人が孤立しないように、相談を受ける、支援につなげるなど対応できる体制づくりに努めます。
- 市民活動やボランティア活動の団体が活動を継続できるよう、相談支援や有益な情報の提供などの取組を進めます。

具体的な取組

3-1-1 市民活動・ボランティアの拡充

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
市民活動団体への支援 重点	○市民活動センターによる活動支援 ○市民活動団体に対する財政的支援の実施	コミュニティ推進課
	○長寿会活動の推進	介護福祉課
市民活動の活性化 重点	○まちづくりポイント制度の推進 ○まちづくり・つなぐネットの推進	コミュニティ推進課

社協の取組

取組名	主な取組内容等
活動者の支援 重点	○市民活動・ボランティア団体の活動支援 (相談支援・助成金情報の提供)

3-1-2 福祉サービスの適切な利用促進

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
福祉サービス提供事業所との連携	○障がい福祉サービス提供事業所との連携	社会福祉課
	○介護サービス提供事業所との連携	介護福祉課
情報発信・情報提供に関する取組	○「龍ヶ崎市の障がい者福祉サービス」や「社会資源マップ」などによる情報提供（再掲）	社会福祉課
	○「龍ヶ崎市の高齢者福祉サービス」などによる情報提供（再掲）	介護福祉課
専門技能等の資質向上（再掲）	○介護支援専門員連絡協議会での専門研修	健幸長寿課
	○障がい福祉サービス事業所連絡協議会での専門研修	社会福祉課
その他の支援	○おはようSUN訪問収集（家庭ごみ戸別訪問収集事業）の実施	環境対策課
情報保障に関する取組（再掲）	○市公式ホームページでのユニバーサル対応 多言語自動機械翻訳 音声読み上げ りゅうほ一音訳版の掲載 色合いの変更	シティセールス課
	○ 新規 広報紙「りゅうほ一」の外国語翻訳版の配信	
	○市役所窓口での情報保障対応 ヒアリングループの設置 筆談用機器の設置 新規 手話通訳士の配置	社会福祉課

社協の取組

取組名	主な取組内容等
要配慮者への情報保障（再掲）	○広報紙「しゃきょうだより」などの点訳・音訳

3-1-3 生きづらさに寄り添った支援（孤独・孤立対策）

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
生活困窮者への支援 重点	○生活困窮者に対する自立相談支援 ○住居確保給付金の支援 ○就労準備支援事業の実施 ○一時生活支援事業の実施 ○家計改善支援事業の実施 ○無料職業紹介事業の実施	生活支援課
	○生活困窮者世帯の子どもの学習支援 ○子どもの居場所づくり事業	こども家庭課
	○奨学生制度*21	教育総務課
自殺対策	○当事者や家族の相談支援 ○ゲートキーパー*22養成講座の実施	社会福祉課
引きこもり支援	○当事者や家族の相談支援	社会福祉課
ヤングケアラー支援	○相談支援体制の構築	こども家庭課
	○状況やニーズの把握を目的とした児童生徒への実態調査の実施 ○理解の促進、対応力の向上等を目的とした学校教職員対象の研修の実施	教育センター
ケアラー支援	○相談支援体制の構築	社会福祉課
	○情報伝達、困りごとの共有、孤立化防止、健康教育などを目的とした「介護者のつどい」の実施	健幸長寿課

社協の取組

取組名	主な取組内容等
支援の提供 重点	○生活困窮者への支援（生活福祉資金貸付制度、フードバンク）

*21 経済的理由で高等学校又は高等専門学校に進学し、又は修学することが困難な人を対象に奨学金を支給する制度。

*22 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を関ることができる人を言う。

3-1-4 権利擁護の推進

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
成年後見制度の利用促進 重点 (成年後見制度利用促進基本計画→68-70 ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規 権利擁護支援の中核機関・地域連携ネットワークの構築 ○ 成年後見制度利用支援事業 ○ 制度の周知・啓発、安心して利用できる環境の整備 	社会福祉課 健幸長寿課
虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談体制の強化 ○ 虐待の早期発見・早期対応 ○ 関係機関との連携・協力体制の強化 	こども家庭課 介護福祉課 健幸長寿課
消費者被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活センターの相談体制、関係機関連携の強化 ○ 消費者被害防止に関する啓発活動の推進 	健幸長寿課 商工観光課

社協の取組

取組名	主な取組内容等
権利擁護の推進 重点	○ 日常生活自立支援事業の実施

第3節「みんなでささえあう地域づくり」取組指標

指標となる項目	基準値			目標値
市民活動への支援や参加できる機会への満足度	24.5% (2016)	26.6% (2018)	23.3% (2021)	27.0% (2026)
地域での支え合いやボランティア活動への満足度	29.0% (2016)	30.8% (2018)	27.6% (2021)	31.0% (2026)

(まちづくり市民アンケートから)

8 龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画

【計画策定の目的】

近年、高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれており、成年後見制度の必要性がますます高まっています。また、日常生活での判断等に不安を抱える人へのサポート、障がい者の「親亡き後」の問題といった成年後見制度を取り巻く様々な課題も顕在化しています。

成年後見制度は、認知症や知的障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度として、平成12（2000）年に介護保険制度と同時にスタートしました。しかし、当該制度の利用者数は、認知症高齢者等の数などと比較すると著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

そのような中、平成28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村に対し、制度の利用を促進する体制として地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。成年後見制度についての施策を推進するにあたって、生活に密接に関わり、地域福祉とも関連が深いことから、本市では「成年後見制度利用促進基本計画」を「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」と一体的に策定して取り組みます。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【基本目標】

基本目標1 利用者に寄り添った制度の運用を進めます

権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活等ができるよう、本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を前提とした上で、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の運用を進めます。

基本目標2 地域連携ネットワークづくりと担い手の育成に努めます

地域連携ネットワークによって、保健・医療・福祉・司法を含めた連携の仕組みを構築し、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援等まで、幅広い支援に努めます。また、権利擁護支援・制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能をはじめ、情報連携の核となる中核機関を設置します。

基本目標3 制度の利用を促進するための周知・啓発を行い、安心して利用できる環境整備に努めます

制度の理解を図るための周知・啓発を行い、制度の利用促進を図ります。また、各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

【具体的な取組】

(1) 権利擁護支援の中核機関・地域連携ネットワークの構築

● 中核機関・成年後見センター

成年後見制度を推進していくためには、関係する専門機関とのネットワークを構築するとともに、それを機能させていくためのコーディネーター的な役割を果たす中核機関が必要となります。また、成年後見制度の普及や啓発、相談や申立て支援など、諸事業の推進役としての成年後見センターを整備する必要があります。本市では当面、地域包括支援センター所管課に中核機関を設置し、啓発活動や相談支援、認知症や障がい特性を理解した上で支援を行える担い手の育成に取り組みながら、成年後見センターのあり方について検討していきます。

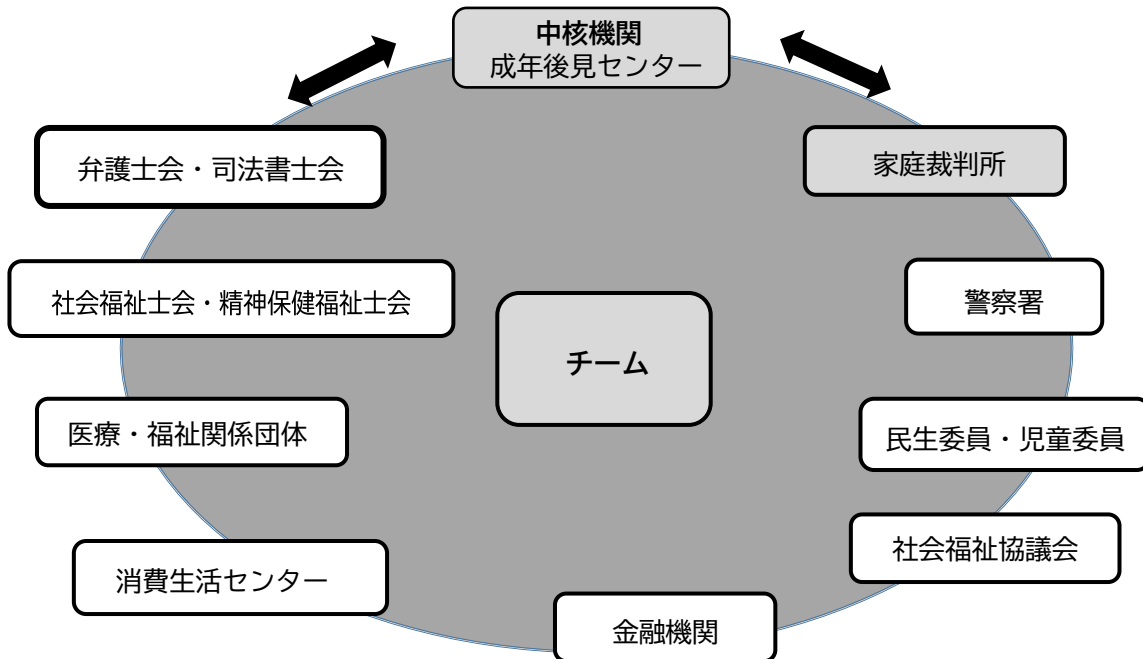
【参考】 中核機関が担う具体的機能

- ア 広報機能（成年後見制度の広報や周知）
- イ 相談機能（成年後見制度の利用に関する相談等）
- ウ 成年後見制度利用促進機能（本人と後見人候補者のマッチングや市民後見人等担い手の育成や活用）
- エ 後見人支援機能（後見人等の相談や支援等）
- オ 不正防止効果（成年後見制度の安心かつ安全な利用）

● 地域連携ネットワーク

権利擁護の支援に関係する方々が連携を図る「地域連携ネットワーク」の構築を進め、個々の案件についてチームを編成し支援する体制をつくり、権利擁護の必要な方を速やかな支援へとつなぎます。また、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）などにも、その責務に基づき主体的に取り組みます。

【中核機関を中心とした連携支援ネットワーク】



(2) 成年後見制度利用支援事業

- **市長申立ての活用**
成年後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等が申立てを行うことが難しい場合、代わって市長が家庭裁判所に申立てを行います。
- **後見人報酬費用助成**
成年後見人等に就任した場合、成年後見人等は家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、裁判所がその報酬額を決定します。被後見人の資力が乏しく、財産から報酬が確保できない場合、裁判所が決定した報酬額の全部または一部を市が助成します。

(3) 制度の周知・啓発及び安心して利用できる環境整備

制度の理解を図るために、多様な広報媒体等を活用して、情報発信を行います。また、制度に対する意識を高めるための地域住民向け講演会及び専門職向けの研修を実施します。各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

第4節 人にやさしいまちづくり

4-1 安全・安心なまちづくり

現状と課題

- 地域住民などによる自発的な防災活動に関する「地区防災計画」の作成が求められています。特に、災害時避難行動要支援者に対する支援のあり方について、詳細に検討していく必要があります。
- 東日本大震災から10年以上が経過し、災害時の危機意識が薄れる中で、防災意識を高めるよう取り組む必要があります。
- 防犯サポーターによるパトロールなど、防犯の取組を実施しています。このような取組は効果の可視化が難しいですが、継続的な実施が大切です。
- 管理が行き届いていない空家は、放置すれば倒壊など危険のおそれがあります。所有者に適正な管理を求めるなど、指導体制の強化が必要です。
- 定期的な通院や買い物など、生活するうえで移動が必要なが、自力での移動が困難な人に対する支援が強く求められています。

施策の方向性

- 災害に備えて、発災時に地域住民同士が協力しながら適切な対応が取れるよう、防災に関する訓練・啓発に努めます。
- 地域の防犯活動については、定期的な見回りを継続するとともに、空家の問題に対しては管理不全の解消に努めます。
- 見守りネットワーク事業については、事業を継続するとともに、事業の充実を図ります。
- 各地域で暮らす市民の生活に関する利便性の向上を図るため、コミュニティバスや乗合タクシーなど公共交通の運営・維持とともに、高齢や障がいなどにより外出に不便が生じやすい人に配慮した移動支援のあり方の検討を行います。

具体的な取組

4-1-1 防災・防犯対策の充実

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
防災対策の充実 重点	○自主防災組織や地域コミュニティにおける防災訓練・防災啓発 ○地区防災計画の作成・訓練の実施 ○自主防災組織に対する補助金交付 ○市民に対する防災・減災に対する意識啓発 ○災害備蓄食の供与 ○地区活動拠点指定職員による地域との連携（再掲）	危機管理課
	○災害時避難行動要支援者避難支援プランの利用促進	危機管理課 社会福祉課 介護福祉課
	○障がい者と支援者のための防災マニュアルの周知・啓発	社会福祉課
防犯対策の充実	○地域による防犯活動（防犯連絡員・防犯サポーターによる見守り活動）への支援 ○空家の適正な管理の推進	生活安全課
	○不審者情報の発信 ○見守りボランティアへの活動支援	教育総務課

社協の取組

取組名	主な取組内容等
災害への備え 重点	○災害ボランティアセンター機能の強化

4-1-2 見守り体制の充実

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
地域による見守り体制の充実	○見守りネットワーク事業の運営	社会福祉課 介護福祉課
	○配食サービス配送時の見守りの実施	介護福祉課

社協の取組

取組名	主な取組内容等
高齢者の見守り活動	○ふれ愛給食サービスの実施

4-1-3 移動手段の確保

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
移動支援に関する取組 重点	○コミュニティバスの運行 ○乗合タクシーの運行 ○ 新規 新モビリティサービス* ²³ の導入検討	都市計画課
	○移動所要支援者への移動支援	社会福祉課 介護福祉課
買い物支援に関する取組	○民間事業者と連携した移動販売の取組推進	介護福祉課
	○宅配サービス実施店舗の情報提供	商工観光課

*²³ 移動の利便性向上、既存の公共交通の維持・活性化、高齢者の外出機会の創出の実現などに向けて、個々の利用者の移動ニーズに対し、情報通信技術などの先端技術を活用した移動サービスの提供を目指すものであり、AI（人工知能）を活用したオンデマンド交通やグリーンスローモビリティなどの新型輸送サービスが挙げられる。

社協の取組

取組名	主な取組内容等
移動支援に関する取組 重点	○福祉車両の貸出 ○車いすの貸出 ○福祉機器の貸出
買い物支援に関する取組	○福祉の店移動販売の取組推進

4-1-4 健康づくりの推進

市の取組

取組名	主な取組内容等	所管課
健康維持・増進、 疾病の重症化予防	○健康体操（いきいきヘルス体操、元気アップ体操）の取組推進 ○まいん健幸サポートセンターの運営 ○てくてくロードの周知・広報	健幸長寿課
	○地域スポーツ推進事業の実施	スポーツ都市推進課

社協の取組

取組名	主な取組内容等
健康維持・増進、介護予防	○健康体操（いきいきヘルス体操）の取組推進

第4節「人にやさしいまちづくり」取組指標

指標となる項目	基準値			目標値
台風や地震など自然災害への対策への満足度	34.2% (2016)	41.0% (2018)	38.8% (2021)	41.0% (2026)
犯罪や非行防止などの治安対策への満足度	27.8% (2016)	30.1% (2018)	32.7% (2021)	39.0% (2026)
市内の公共交通機関での移動の利便性への満足度	-	-	28.0% (2021)	34.0% (2026)
健康診査などの受けやすさや健康づくりのしやすさへの満足度	51.5% (2016)	56.7% (2018)	52.9% (2021)	57.0% (2026)

(まちづくり市民アンケートから)

○地域の取組まとめ

地域福祉の実践には、地域での取り組みが不可欠です。以下の表に、地域の様々な取組をまとめます（→21-34 ページ 第2章第1節：地域資源データ）。

※令和4年8月1日現在、社協で把握している情報であり、全ての活動を網羅するものではありません。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により休止している場合があります。

	住民同士の交流	子ども	高齢者	防災
龍ヶ崎地区	<ul style="list-style-type: none"> ○歩け歩け大会 ○もちつき交流 ○カラオケ・輪投げ ●町内運動会 ●昔遊び交流 ●ふれあい交流会：小学生と長寿会の交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○わたげん：小学生と高齢者の交流会 ○朝のあいさつ運動（小学校） ○もちつき大会 ●市子連：6単位 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者サロン：3か所 ●長寿会：11単位 ●敬老会 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同防災訓練 ○AED訓練 ○資材点検 ●防災訓練
大宮地区	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同運動会 ○夏休みボーリング大会 ○ふるさと祭り ○大宮ふるさと協議会交流会 ○ウォーキング・輪投げ・パタンク・グラウンドゴルフ大会等 	<ul style="list-style-type: none"> ○昔遊び交流 ●市子連：1単位 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者サロン：1か所 ●長寿会：5単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同防災訓練 ○防災講習会
長戸地区	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ運動会 ○コミュニティまつり ○RYUとびあパレード参加 ○グラウンドゴルフ大会 ○バス研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ●市子連：加入なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者サロン：3か所 ●長寿会：3単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練 ●各自主防災組織の訓練
八原地区	<ul style="list-style-type: none"> ○夏祭り・秋祭り ○とんび凧作成 ○輪投げ・パタンク・グラウンドゴルフ大会等 ●長寿会と子ども会の交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの居場所づくり ●市子連：1単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老の集い ●高齢者サロン：2か所 ●長寿会：5単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同防災訓練 ○安否確認訓練（無事です旗） ●防災訓練

○：地域コミュニティ協議会の取組、●：地区内の住民自治組織の取組

	防犯	環境美化	地域課題勉強会・意見交換会	その他	
	○防犯講習会 ○防犯パトロール	●公園除草作業	○福祉講演会	○広報紙「つどい城山」発行	龍ヶ崎地区
	○防犯パトロール ○登下校の見守り ○防災講習会 ○カーブミラー清掃	○ホタル観賞会	○住民自治組織代表者会議	○広報紙「えがお」発行 ○親睦研修旅行	大宮地区
	○防犯パトロール ○住民自治組織へ資機材の支援	●公園除草作業	—	○広報紙「輪・ながと」発行	長戸地区
	○下校の見守り ○青色防犯パトロール ○愛犬とおさんぽパトロール	○花いっぱい運動	○住民自治組織の長及び民生委員児童委員との交流会（みなづき会）	○広報紙「やはら」発行 ○ホームページ・Facebook・Twitter	八原地区

	住民同士の交流	子ども	高齢者	防災
馴柴地区	<ul style="list-style-type: none"> ○昔遊び交流 ○ラジオ体操 ○餅つき ○まつり・なれしば ○コミセンまつり ○星空観測会 等 ●花見・輪投げ大会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年育成市民会議馴柴支部（観劇・陶芸・標語など実施） ●市子連：加入なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老会 ●高齢者サロン：7か所 ●長寿会：10単位 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練 ●携帯無線機貸与 ●無線機定期交信訓練 ●防災活動マニュアル・防災マップの作成 ●安否確認旗の配布
川原代地区	<ul style="list-style-type: none"> ○歩け歩け大会 ○鳥追い・ならせ餅 ○納涼夏祭り ○グラウンドゴルフ大会等 ●昔遊び三世代交流 ●バーベキュー・親睦旅行会・新年会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○サマーキャンプ ●川原代小学校教育後援会 ●市子連：加入なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○健幸ふれあい祭り（敬老のつどい・ふれあい祭り） ●長寿会：3単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同防災訓練 ○防災訓練
北文間地区	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥追い・ならせ餅 ○歩け歩け大会 ○クリスマスお楽しみ会 ○コミセン祭り ○グラウンドゴルフ大会等 	<ul style="list-style-type: none"> ○切り絵の展示（子どものアートクラブ） ●高齢者・子どもサロン：1か所 ●市子連：加入なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者活動支援（外出支援のバス研修） ○敬老の集い ○いきいきヘルス体操 ●高齢者・子どもサロン：1か所 ●長寿会：3単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災パトロール ○防災訓練・機材確認 ○要支援者安否確認 ○マイタイムライン訓練 ○ハザードマップウォッチング ●防災マニュアル・安否確認訓練 ●自衛消火訓練 ●安否確認カード
龍ヶ崎西地区	<ul style="list-style-type: none"> ○昔遊び交流 ○ウォーキング教室 ○RYUとびあパレード参加 ○バス研修 ○センターまつり 	<ul style="list-style-type: none"> ○西コミ☆子どもまつり ●子宝育成支援補助金 ●市子連：1単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老お楽しみ会 ●高齢者サロン：3か所 ●長寿会：4単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同防災訓練 ○防災講話（西の子応援キャンペーン） ○防災・安否確認の手引き作成 ○防災MAP作成 ●防災訓練

○：地域コミュニティ協議会の取組、●：地区内の住民自治組織の取組

	防犯	環境美化	地域課題勉強会・意見交換会	そのほか	
	○青色防犯パトロール ○防犯講習会 ●防犯パトロール	○花いっぱい運動 ●馴染地区花いっぱい運動連合会	●住民自治組織の長・民生委員児童委員・長寿会の顔合わせ会	○広報紙「まち協にゆ～す」発行	馴染地区
	○青色防犯パトロール ○防犯講習会 ○下校の見守り	○花いっぱい運動 ○川原代小植木手入れ	●町内会（班長会議）	○広報紙「河原城」発行 ●NPO 法人川原代お助け隊	川原代地区
	○防犯パトロール ●空き巣防犯活動（防犯カメラ設置）	—	—	○広報紙「あおぞら」発行	北文間地区
	○防犯パトロール ●防犯パトロール	○花いっぱい運動	●区長会	○広報紙「西の風」発行 ○『西の風物語』作成 ※地区の名所を調査した冊子	龍ヶ崎西地区

	住民同士の交流	子ども	高齢者	防災
松葉地区	<ul style="list-style-type: none"> ○龍ヶ崎ニュータウン夏祭り ○どんと焼き ●元気サロン松葉館利用者と小学校の交流 	<ul style="list-style-type: none"> ●移動教室（工場・博物館等） ●多世代共生型子ども食堂（個人宅） ●松葉小スクールサポーター ●市子連：加入なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者支援検討会 ●高齢者サロン：3か所 ●長寿会：1単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災連絡会 ○地区防災検討会 ●防災訓練 ●安否確認タオル配布
長山地区	<ul style="list-style-type: none"> ○新春まつり・秋まつり ○長寿会と小学生との交流 ●ラジオ体操 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み子ども教室 ●市子連：加入なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老祝賀 ○ふれあい交流会 ●高齢者支援システム（はっぴーあしすと） ●高齢者サロン：4か所 ●長寿会：1単位 ●高齢者サークル：1団体（50歳以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同防災訓練
馴馬台地区	<ul style="list-style-type: none"> ○輪投げ大会 ○歩け歩け大会 ○バス研修 ●納涼祭 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなかハロウィン ○ふれあい学習（一人芝居・落語） ●市子連：1単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい談話室（落語・軽音楽など） ●長寿会：2単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校合同防災訓練 ●防災訓練
久保台地区	<ul style="list-style-type: none"> ○わくわく祭り ○春の音楽会 ○ハロウィンパーティ ○そば打ち・歴史講座・寄せ植え等 ●昔遊び交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み子ども教室 ●サロン：1か所 ●市子連：加入なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○敬老お楽しみ会 ○シルバーリハビリ体操 ●高齢者サロン：2か所 ●長寿会：1単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練 ○防災パトロール
城ノ内地区	<ul style="list-style-type: none"> ○しろのさと（春・夏・秋祭り） ●もちつき・納涼祭等 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの居場所づくり（夏休みに開催） ●市子連：1単位 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者サロン：1か所 ●長寿会：4単位 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区合同防災訓練 ●防災訓練

○：地域コミュニティ協議会の取組、●：地区内の住民自治組織の取組

	防犯	環境美化	地域課題勉強会・意見交換会	そのほか	
	●防犯パトロール	—	—	○広報紙「まつば」発行	松葉地区
	○防犯懇談会 ○防犯パトロール支援 ○パトロール参加支援 ●防犯パトロール ○登下校の見守り ○夕方防犯パトロール	○へび沼公園再生プロジェクト	○住民自治組織と民生委員児童委員の意見交換会	○広報紙「ぷらざ」発行	長山地区
	○防犯講習会	—	○住民アンケート ○福祉講座	○広報紙「ひなっこ」発行	馴馬台地区
	○パトロール ○青色防犯パトロール ○防犯講習会	○美化活動	○自治組織委員会 ○自治会長・民生委員顔合わせ	○広報紙「わくわく」発行 ○ホームページ	久保台地区
	○青色防犯パトロール ●登下校の見守り	●清掃活動（長寿会と合同）	—	○広報紙「しろのさと」発行 ○Facebook ○城ノ内お助け隊 ○チャリティバザー	城ノ内地区

第5章 計画の推進体制

第1節 地域福祉推進の考え方

地域福祉を進める際には、地域の実情に合わせて取り組む必要があります。同じ市内でも地域により状況が異なるので、福祉課題も地域ごとに違ってきます。ある地域で成果が出た取組が、他の全ての地域に拡張させても、必ずしも効果的だとは限りません。そのため、地域のことを良く知る地域住民が主役になって、地域福祉に取り組んでいくことが効果的であり、重要なのです。

そのためには、地域福祉の担い手が集まり、地域の現状を見つめながら、どのような地域社会の実現を目指すかについて幅広く合意形成しながら目標を定め、参画者でその役割を分担しあい、協働で取り組むことが求められます。本計画は、その実践の参考になることを目指します。

第2節 計画推進のための役割分担

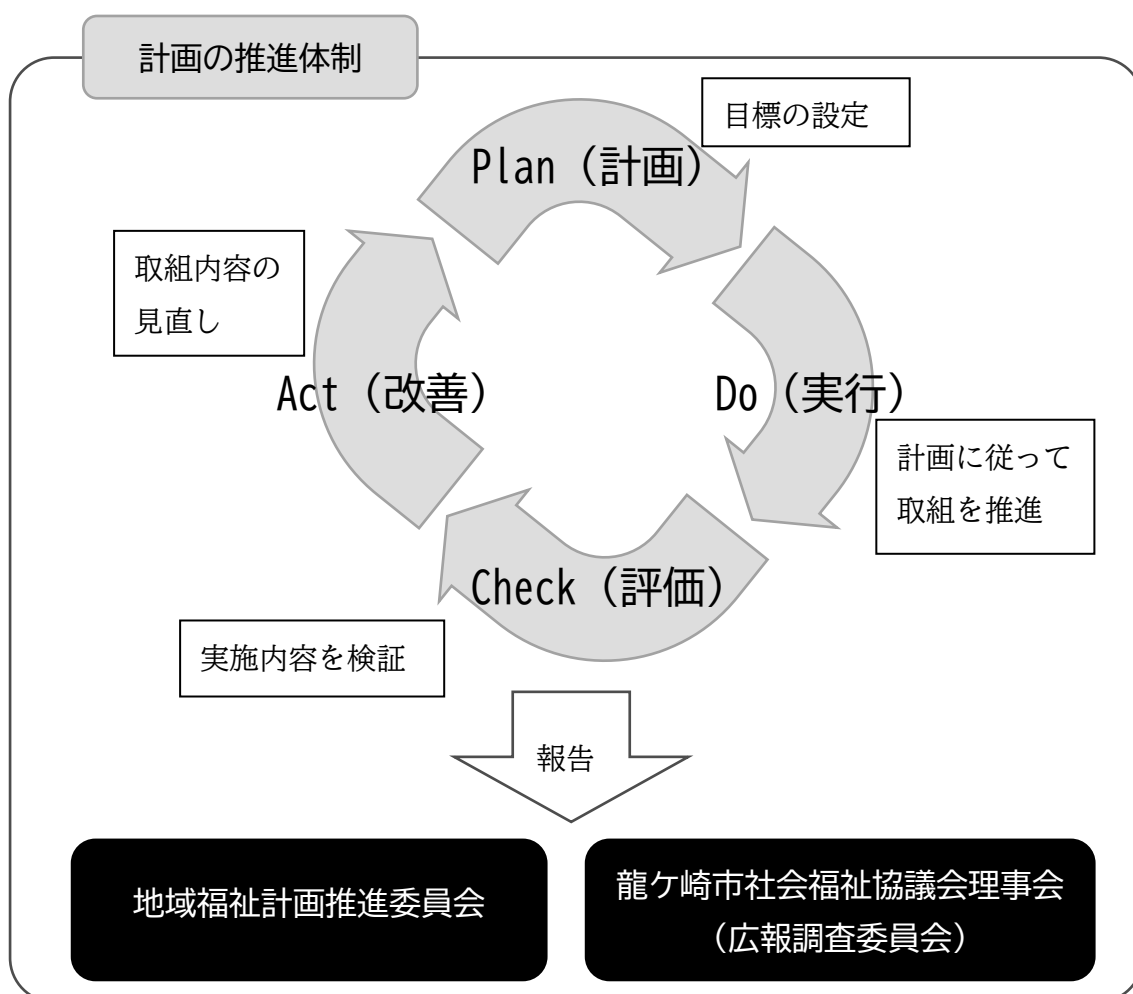
本計画を推進するにあたり、以下のような様々な関係者が互いを尊重し、それぞれにとって最適な役割を分担しながら、地域課題の解決に向けて連携・協力していくことが重要です。地域や課題によって、担う役割の範囲が変わる場合があるかもしれません。ここでは一例として紹介します。

主体	役割（例）
市民（地域住民）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉を担う主役であることへの理解・周知 ○顔の見える関係の構築と関係性の継続
地域（NPOや任意団体などの地域活動団体・ボランティア団体、住民自治組織、コミュニティ協議会、民生委員・児童委員）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が地域福祉活動を推進する基盤・きっかけの場 ○行事・奉仕活動・あいさつ声かけ・居場所づくりなど、交流や活動の場（拠点） ○支援を必要とする人への定期的な見守り活動
福祉に従事する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○提供するサービスの質の担保、人材育成 ○他のサービスを提供する事業者間の連携
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の中心的な実践者・推進者（旗振り役） ○地域に入り込んでの実践 ○市との協働・連携
市	<ul style="list-style-type: none"> ○許認可・再分配・強制介入など、強い権限を行使して実施すべき取組の実践 ○制度構築など、広域に定めるべき事項の実施 ○社協との協働・連携
全体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の意識醸成と理解促進 ○他の主体との連携・協力・情報共有

第3節 取組の点検・評価・見直し

本計画の実行にあたり、重点項目に設定した取組は、その推進について定期的に進捗管理を行います。ただし、他の個別計画等で進捗管理を行っている取組は、重複となることから本計画の進捗管理の対象外とします。進捗管理については、目標を設定し（Plan）、実行したあとで（Do）、実行内容の検証を行い（Check）、対策や改善を検討し（Act）、必要があれば目標を再設定したうえで改めて実行するというように、循環しながら推進していくPDCAサイクルを第2期計画に引き続いて活用し、取組を推進します。

また、それ以外の取組については、実績報告を行います。これらの進捗管理や実績報告については、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会や社協理事会の広報調査委員会で報告します。



資料編

○策定経過

年月日	内容
令和3年4月～6月	地域福祉に関するアンケート（地域コミュニティ協議会対象） 全地区の地域コミュニティ協議会にアンケートを依頼 配布数：655 回収数：287 回収率 43.8%
令和3年6月～7月	地域福祉に関するアンケート（市民対象） 18歳以上の市内在住の人 男女・地域別 無作為抽出 配布数：2,000 回収数：677 回収率：33.9%
令和3年6月26日	まちづくり市民ワークショップ（企画課主催）
令和3年7月12日	令和3年度第1回地域福祉計画推進委員会 策定方針について
令和3年7月～11月	団体ヒアリング 6団体に対して実施（次ページ参照）
令和3年10月	関係課ヒアリング① 地域福祉に特に関連する5課を対象に実施
令和4年1月26日	令和3年度第2回地域福祉計画推進委員会 骨子（案）について
令和4年3月	関係課ヒアリング② 10月実施の5課を除く関係課を対象に実施
令和4年6月24日	令和4年度第1回地域福祉計画推進委員会 龍ヶ崎市第3期地域福祉計画について（諮問） 素案について
令和4年7月15日	令和4年度第1回地域福祉計画策定委員会 素案について
令和4年7月23, 24, 30, 31日	まちづくり懇談会（企画課主催） 市内13地区で実施
令和4年7月29日	令和4年度第2回地域福祉計画推進委員会 素案について
令和4年8月17日	8月臨時庁議 計画（案）に対するパブリックコメント実施について
令和4年9月2日	全員協議会における議員説明 計画（案）に対するパブリックコメント実施について
令和4年9月6日～10月5日	パブリックコメントによる意見募集実施 意見提出者：個人1名 提出意見数：7件

令和4年10月19日	令和4年度第2回地域福祉計画策定委員会（書面決議） パブリックコメントによる意見募集結果について 計画（案）について
令和4年10月20日	10月臨時庁議 パブリックコメントによる意見募集結果について
令和4年11月～12月	パブリックコメントによる意見募集結果公表
令和4年11月22日	令和4年度第2回地域福祉計画推進委員会 パブリックコメントによる意見募集結果について 計画（案）について 答申書（案）について

・団体ヒアリング 6団体

（特非）NGO未来の子どもネットワーク	上米サロンわかば
浅間ヶ浦おしゃべりサロン	茨城県立竜ヶ崎第二高等学校
城ノ内お助け隊	南が丘自主防災会

○龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会条例

平成 28 年 3 月 24 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき龍ヶ崎市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定し、かつ、地域福祉計画に掲げる施策を推進するため、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画に掲げる施策の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉活動を実践している者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募の市民(龍ヶ崎市まちづくり基本条例(平成 26 年龍ヶ崎市条例第 58 号)第 3 条第 1 号に規定する市民(法人その他の団体を除く。)をいう。)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○地域福祉計画推進委員会委員名簿

	区分	氏名	
地域福祉活動を実践している者	龍ヶ崎西コミュニティ協議会	振田 美登	
	龍ヶ崎地域コミュニティ協議会	武田 和芳	
	長山地域コミュニティ協議会	山本 隆文	○
	松葉小学校区協議会	披田 信一郎	●
	馴染まちづくり協議会	宮本 はな	○
	川原代ふれあい協議会	松田 清	●
	久保台小学校区わくわく協議会	松尾 周子	
	八原まちづくり協議会	太田 建一	○
	長戸コミュニティ協議会	清原 久雄	●
	城ノ内コミュニティ協議会	椎名 とも子	●
関係団体の推薦を受けた者	龍ヶ崎市民生委員児童委員連合協議会	佐々木 孝誠	○
		永野 浩	●
	龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会	小澤 利幸	
	龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会	稲川 めぐみ	
	龍ヶ崎市長寿会連合会	平野 憲治	○
青山 しげ子		●	
社会福祉事業に従事する者	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会	杉野 美左子	
学識経験者	流通経済大学	高口 央	○
		佐藤 純子	●
公募の市民		渡部 重治	○
		小更 修	○
		岩野 貞子	○
		佐子川 淳子	●
		遠田 康人	●

○の委員は令和4（2022）年5月31日まで

●の委員は令和4（2022）年6月1日から

○龍ヶ崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき，龍ヶ崎市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定について協議するため，龍ヶ崎市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は，計画の策定に係る調査及び検討に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は，福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は，社会福祉課長をもって充てる。
- 4 委員は，別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

- 2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が必要に応じて招集し，その議長となる。

- 2 委員長は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は，福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

付 則

この告示は，令和4年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理課長 生活支援課長 こども家庭課長 介護福祉課長 健康増進課長 健幸長寿課長 コミュニティ推進課長 都市計画課長 文化・生涯学習課長 社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会事務局長
--

○龍ヶ崎市社会福祉協議会理事会（広報調査委員会）委員名簿

区分	氏名	備考
副会長（委員長）	杉野 美左子	
理事（委員）	飯塚 雄子	令和4年5月16日まで
	五十嵐 栄治	令和4年1月19日まで
	関口 延男	
	三浦 能	
	宮本 はな	

○諮問

龍 社 第 2 0 4 号

令和 4 年 6 月 2 4 日

龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会委員長 殿

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市第3期地域福祉計画の策定について（諮問）

みだしのことについて、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて貴会の意見を求めます。

記

【諮問理由】

本市では、地域における実情を一番良く知る地域住民が主役となって、相互に協力し合い、助け合い、地域福祉の充実につながる活動を促進するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進してまいりました。

また、令和2年の年明けから猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、当初平成33年度（令和3年度）までとしていた現計画の計画期間を、令和4年12月まで、9か月延長することとしました。

このような中、本年末に同計画の計画期間が満了となることから、この度、令和5年1月から令和13年3月までの8年3か月を計画期間とする「龍ヶ崎市第3期地域福祉計画」を策定することとしました。策定にあたっては、市民や地域福祉に携わる方々のご意見を聴取するとともに、龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会のご提言をいただき、本計画に反映していきたいため諮問するものです。

○答申

令和4年12月12日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 殿

龍ヶ崎市地域福祉計画推進委員会

委員長 佐藤 純子

龍ヶ崎市第3期地域福祉計画の策定について（答申）

令和4年6月24日付け龍社第204号で諮問のあったみだしのことについては、下記のとおり答申します。

記

本委員会において審議・検討を重ねた結果、妥当なものと認めます。

なお、計画の推進にあたっては、以下の付帯意見に留意のうえ、計画的かつ着実な実施に取り組まれますよう申し添えます。

- 1 本計画の具体的な推進に向けては、進捗状況について点検・評価を行うとともに、必要に応じて、取組内容の見直しなど柔軟に進捗管理に努めること。
- 2 進捗管理においては、会議の開催回数や進め方を検討のうえ実施すること。また、併せて「勉強会」「研究会」などの手法で論議することなども検討すること。
- 3 社会福祉協議会の存在する意味や、市行政とは違う役割について、社会福祉協議会側からの問題提起、市側が期待する役割について、政策的な検討を今後も重ねていくこと。
- 4 今後の地域福祉計画の策定、推進のため、市の体制充実を図ること。

龍ヶ崎市第3期地域福祉計画
龍ヶ崎市第3期地域福祉活動計画
(龍ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画)

令和4年12月発行

発行：龍ヶ崎市

社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会

編集：龍ヶ崎市福祉部社会福祉課

社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会

〒301-8611

〒301-0007

龍ヶ崎市 3710 番地

龍ヶ崎市 馴柴町 834 番地 1

0297-64-1111 (代表)

0297-62-5176

この計画書は、障がい福祉サービス事業所ひまわり園の作業の一環として印刷、製本されたものです。

